

秋山諏訪平遺跡

－ C地点の調査－

2007

本庄市遺跡調査会

あき やま す わ だいら い せき
秋 山 諏 訪 平 遺 跡
— C地点の調査 —

2007

本庄市遺跡調査会

序

秋山諏訪平遺跡は、本庄市児玉市街を臨む秋山地区の諏訪山と呼ばれる丘陵上に位置しております。児玉の地は、古くから鎌倉街道の宿や市の栄えた土地として知られておりますが、本遺跡の位置する諏訪山丘陵の東側には鎌倉街道上道が通っております。また、ここに報告する諏訪山の丘陵は、近世「秋山村」の入会地として利用された土地であり、古くから村の共同用益地として利用されてきた土地として、現在も秋山地区の共有林として利用されております。

しかし、この諏訪山の周辺は、児玉市街に近く国道254号線に接しておりますところから、近年は工場用地等の造成等が進み、急速に古い歴史的な景観が失われつつあります。

このたび、この土地に残されてきた歴史的な営みの跡である埋蔵文化財は、ここに記録として保存し永く後世に伝えることになりました。これらの埋蔵文化財を守り、後世に伝えて行くことはもとより、地域の理解のために生かしてゆくことが、今後の文化財保護の課題であるといつてよいでしょう。近年、社会教育はもとより学校教育の現場においても地域研究や郷土学習の基礎資料の必要性が説かれております。このささやかな調査報告書は、そのための第一歩に過ぎませんが、本書が歴史研究のひとつの資料として、また教育現場におきましても学習の前提をなす基礎資料のひとつとしてご活用いただければ、まことに喜ばしいことであります。

ここに、この発掘調査報告書が刊行できましたことは、ひとえに児玉郡市広域市町村圏組合をはじめとする関係各位ならびに関係諸機関の皆様の暖かいご理解とご協力の賜と深く感謝申し上げます。このささやかな調査報告書は、埋蔵文化財の保護・活用にとっての第一歩であるに過ぎませんが、この地域の住民皆様はもとより、教育や研究にたずさわる皆様のご参考となりえるならば幸いです。

平成19年3月7日

本庄市遺跡調査会
会長 茂木孝彦

例 言

1. 本書は、埼玉県本庄市児玉町秋山字諏訪平556に所在する秋山諏訪平遺跡（No.54-044）C地点の発掘調査報告書である。（本書では、秋山諏訪平遺跡を、単に諏訪平遺跡と記述する場合がある）
2. 発掘調査は、児玉郡市広域市町村圏組合の一般廃棄物保管場建設に先立つ埋蔵文化財保存事業として、平成3年度に児玉町遺跡調査会が実施したものである。
3. 発掘調査および整理・報告に要した経費は、児玉郡市広域市町村圏組合の委託金である。
4. 本報告にかかる発掘調査は、鈴木徳雄（児玉町教育委員会社会教育課主任：当時）および尾内俊彦（児玉町遺跡調査会調査員：当時）が担当し、尾内および高村敏則（児玉町遺跡調査会調査員：当時）が調査員として現地で専従した。
5. 本書の編集は、尾内俊彦の協力を得て鈴木徳雄が行い、第Ⅲ章1・2の執筆は尾内が、その他については鈴木が行った。なお、遺物の実測・整図・観察表・写真撮影については、(有)毛野考古学研究所に委託して実施し、遺物観察表および写真撮影は長井正欣が主として行った。
6. 本書に掲載した出土遺物、遺構・遺物の実測図ならびに写真等の資料は、掲載以外の資料を含め、本庄市教育委員会において保管している。
7. 発掘調査及び本書の作成にあたって下記の方々の御助言・御教示を賜った。記して感謝いたします。（順不同、敬称略）
赤熊 浩一、池田 敏宏、大熊 季広、大屋 道則、岡本 一雄、小川 卓也、金子 彰男、雉岡 恵一、坂本 和俊、櫻井 和哉、外尾 常人、高橋 一夫、田島 三郎、田村 誠、知久 裕昭、利根川章彦、鳥羽 政之、永井 智教、中沢 良一、長滝 歳康、中村 倉司、長谷川典明、平田 重之、福田 貫之、丸山 修、宮本 直樹、矢内 勲、山口逸弘、東海大学考古学研究会、埼玉県教育局生涯学習文化財課、児玉郡市文化財担当者会
8. 本書作成にかかる主たる作業は、調査担当のうち尾内俊彦を中心に下記の者が行った。
田口 照代、福島 礼子、渋谷 裕子、藤重千恵子

目 次

序

本庄市遺跡調査会会長 茂木 孝彦

例言

第Ⅰ章	発掘調査の経緯	1
第Ⅱ章	遺跡の地理的・歴史的環境	3
	1. 地理的環境	3
	2. 歴史的環境	4
第Ⅲ章	発掘調査の概要	7
	1. 調査遺跡の概要	7
	2. 検出遺構の概要	9
	3. 出土遺物の概要	26
第Ⅳ章	古代那珂郡の開発と弘紀郷	37
	1. 古代の那珂郡の灌漑と開発	37
	2. 那珂郡弘紀郷と中澤氏	40
	3. 身馴川の大蛇	43

引用・参考文献

写真図版

報告書抄録

秋山諏訪平遺跡C地点発掘調査組織

児玉町遺跡調査会（平成3年度：抜粋）

会 長	富丘 文雄	児玉町教育委員会教育長
理 事	田島 三郎	児玉町文化財保護審議委員長
	清水 守雄	児玉町文化財保護審議委員
	日向 國俊	児玉町文化財保護審議委員
	中兼 久偉	児玉町文化財保護審議委員
	武内 和雄	児玉町文化財保護審議委員
	吉川 豊	児玉町教育委員会社会教育課長
	監 事	安久沢 一
幹 事	前川 由雄	児玉町教育委員会社会教育課長補佐
	金子 幸弘	” 主任
	恋河内昭彦	” 主事
調査員	徳山 寿樹	” 主事
	鈴木 徳雄	” 主任
	尾内 俊彦	児玉町遺跡調査会 調査員
	高村 敏則	” 調査員

秋山諏訪平遺跡C地点整理・報告組織

本庄市遺跡調査会（平成18年度）

会 長	茂木 孝彦	本庄市教育委員会教育長
理 事	清水 守雄	本庄市文化財保護審議委員
	佐々木幹雄	本庄市文化財保護審議委員
	丸山 茂	本庄市教育委員会事務局長（会長代理）
監 事	八木 茂	本庄市監査委員担当副参事
	門倉 実	本庄市会計課長
幹 事	前川 由雄	本庄市教育委員会文化財保護課長（事務局長）
	鈴木 徳雄	” 課長補佐兼埋蔵文化財係長
	太田 博之	” 埋蔵文化財係主査
	恋河内昭彦	” 埋蔵文化財係主査
	松澤 浩一	” 埋蔵文化財係主事
	松本 完	” 埋蔵文化財係主事
	の野 善行	” 埋蔵文化財係臨時職員
	調査員	尾内 俊彦

第 I 章 発掘調査の経緯

本報告にかかる秋山諏訪平遺跡C地点の発掘調査は、一般廃棄物保管場建設に伴って失われる埋蔵文化財の記録保存のために実施されたものであり、発掘調査に至る経緯の概要は、以下のとおりである。

発掘に至る経緯 埼玉県児玉郡児玉町大字秋山（現本庄市児玉町秋山）字諏訪平556番地の児玉町有地の山林3,466㎡のうち約1,000㎡において、児玉郡市広域市町村圏組合の一般廃棄物保管場設置計画に基づいて、児玉一般廃棄物保管場の建設が計画されたところから、平成3年9月児玉郡市広域市町村圏組合管理者茂木稔から、この児玉一般廃棄物保管場建設予定地内における埋蔵文化財の所在及び取り扱いについての照会があった。現地は、周知の埋蔵文化財包蔵地（No.54-044）秋山諏訪平遺跡に相当し、周辺の発掘調査や試掘調査の結果においても埋蔵文化財の所在が確認されていたところから、児玉町教育委員会は埋蔵文化財の現状変更を最小限に実施するように児玉郡市広域市町村圏組合と協議を行った。しかし、一般廃棄物保管場建設による埋蔵文化財への影響は避けがたく、この廃棄物保管場建設によって埋蔵文化財が失われる区域の全域を諏訪平遺跡C地点とし、その約1,000㎡の発掘調査を実施する必要が生じた。以上の協議を踏まえて、児玉郡市広域市町村圏組合管理者茂木稔から児玉町遺跡調査会に発掘調査の依頼があったので、児玉町教育委員会の指導に基づいて、児玉町遺跡調査会と児玉郡市広域市町村圏組合との間で埋蔵文化財保存事業委託契約を締結することで、発掘調査を実施することとなった。

発掘の届出 発掘の実施にあたって、児玉郡市広域市町村圏組合管理者茂木稔より、平成3年9月19日付け児広組業第56号で、文化財保護法第57条の2第1項の規定に基づく「埋蔵文化財発掘の届出について」が提出されたので、同日児教社第169-3号で埼玉県教育委員会教育長に進達した。この発掘の届出に基づいて、埼玉県教育委員会教育長から、平成3年11月15日付け教文第3-278号で児玉郡市広域市町村圏組合管理者茂木稔に「周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について」の通知があり、文化庁の指導による土木工事等の着工前の発掘調査実施の指示があり、また発掘調査により重要遺構等が発見された場合の別途協議の必要について通知された。

発掘調査の届出 発掘調査の実施については、児玉町遺跡調査会会長野口敏雄から、平成3年9月19日付け児遺会第5号で、文化財保護法第57条第1項の規定に基づく「埋蔵文化財発掘調査の届出について」が児玉町教育委員会に提出されたので、同日児教社第169-2号で埼玉県教育委員会教育長に進達した。この届出に基づいて、文化庁長官川村恒明より、平成3年12月24日付け委保第5の1949号で埋蔵文化財の発掘調査についての指示を含む「埋蔵文化財の発掘について（通知）」があった旨、埼玉県教育委員会教育長から児玉町教育委員会教育長に、平成4年1月28日付け教文第5-124号で通知があった。

現地発掘調査 現地の発掘調査は、平成3年10月28日に開始され、平成3年12月28日に終了した。なお、発掘調査前の調査対象区域は、疎林の下生えに篠竹が繁茂する状況であり、これらを除去しながらの発掘調査となった。また、現地が斜面地に位置していたために、発掘調査には注意を要したが、この発掘調査によって縄紋前期および古墳時代後期から平安時代に及ぶ集落跡を検出することができた。

（本庄市教育委員会文化財保護課埋蔵文化財係）

第Ⅱ章 遺跡の地理的・歴史的環境

1. 地理的環境

秋山諏訪平遺跡の所在する本庄市は、平成18年1月10日に旧本庄市と旧児玉町が合併し、人口約83,000人の埼玉県北部の中心的な都市となった。新「本庄市」の市域は、東西約17.2km、南北約17.3km、面積89.71km²に及び、東は深谷市および児玉郡美里町、西は児玉郡神川町、南は秩父郡皆野町および長瀨町、北西は児玉郡上里町、また北側は利根川を挟んで群馬県伊勢崎市に接する、埼玉県の北西部に位置している。

本庄市には、市域の北東部に位置する本庄市街にJR高崎線本庄駅が、南西部に位置する児玉市街にはJR八高線児玉駅がある。また、市の北東部には上越新幹線本庄早稲田駅が平成16年3月に開業している。本庄市街の北側には国道17号線が、児玉市街には国道254号線が通り、伊勢崎市から本庄市街を経て児玉市街方向に国道462号線が延びている。また、市域の北東部に関越自動車道本庄・児玉インターチェンジがある。

本庄市の地形

本庄市の地形は、市域の南東側が八王子-高崎構造線に相当する断層崖を境に三波川系結晶片岩帯に相当する上武山地、北西側は関東平野西端を構成する神流川扇状地が展開し、扇端部に位置する深谷断層を境に、烏川によって形成されたと考えられる烏川低地が展開している。利根川は、たびたび流路が変化したことが知られているが、近世以降ではこの低地帯に利根川が流下している。また、上武山地に接して第三紀層を基盤にもつ児玉丘陵が平野部に突出し、その延長上に同じく第三紀の丘陵である生野山・浅見山等の各残丘が点列状に存在している。神流川扇状地は、本庄台地とも呼称されるが、この扇中央部に相当する区域には、神川町大字二宮所在の延喜式内社である金鑽神社付近を水源とする金鑽川と、本庄市児玉町宮内付近から水源を発する、かつて「赤根川」と呼ばれた現在の「女堀川」によって開析された沖積低地が形成されている。

児玉丘陵の南側には、上武山地内の秩父郡皆野町金沢付近に水源を発する小山川（旧身馴川）を挟んで松久丘陵が展開し、扇状地地形を天神川・志戸川水系の小河川によって開析された低地帯、その東側には、諏訪山・山崎山といった第三紀層の独立丘が北東方向へ展開しており、本庄市域の金鑽川・赤根川水系と類似した景観を呈している。この志戸川水系の沖積地には、古くから水田が営まれ、圃場整備前は条里型地割が広域に認められ、埼玉県指定史跡「十条条里遺跡」としてかつての景観を偲ばせている。これらの旧那珂郡の条里水田は、小山川の水源で灌漑される区域をもっているが、小山川は児玉市街付近では伏流しており、美里町十条付近で表流量が増加しながら本庄市五十子付近で女堀川と、深谷市域において志戸川と合流し、利根川へと注いでいる。

諏訪平遺跡の環境

秋山諏訪平遺跡は、本庄市児玉町市街の南東約2.5kmの本庄市児玉町秋山に位置し、この利根川水系の小山川の右岸に相当する区域に位置している。本遺跡の東側には現在水田として利用されている小支谷を挟み、その対岸は児玉郡美里町大字広木に接している。この小支谷内には、児玉町秋山字郷戸付近の湧水に発する細流があるが、この小支谷はこの細流によって開析されたものではなく、秋山川の古い流路によって形成されたものと推定することができるものである。本遺跡の範囲は、試掘調査によると、南は「諏訪山」と呼ばれる松久丘陵の一角を構成する残丘性の丘陵の標高144.9mの頂上付近にまで及んでおり、丘陵の北東斜面から「諏訪平」と呼ばれる台地上に展開している。本遺跡北端は、こ

の台地端部に相当し、その標高は98m前後である。この秋山の「諏訪山」丘陵の西側には、八王子－高崎構造線付近より流下する秋山川が、北流しつつ小山川に注いでいる。また、丘陵の西側には秋山川によって形成された幾条かの東流する古い河道跡が確認しえる。

今回の調査にかかる秋山諏訪平遺跡C地点は、国道254号線から南へ約300m、秋山諏訪山丘陵の中腹に相当する標高118m前後の東側緩斜面に位置している。なお、調査地点付近での東側の谷との比高差は約25mを測る。

2. 歴史的環境

本市市域における古墳時代の遺跡は、古墳時代前期に入ると集落遺跡が増加するが、これは低地域の開発が急速に進展するためである。この開発は、主として生野山丘陵以北の女堀川流域の低地域の灌漑および排水が進展したためであり、後張遺跡群をはじめとする集落が形成される。このような低地域の開発と集落の設営に伴って鷲山古墳をはじめとする古式古墳が相次いで築造されることは注目すべき点である。こうした集落遺跡の占地の傾向は古墳時代中期以降においても継続するとともに、丘陵部にも開発が進んでいる。

周辺の古墳群

本遺跡の近傍には、秋山古墳群（坂本他1990）が位置している。この秋山古墳群は、おおむね小山川（旧身馴川）に沿って帯状に展開しており、さらに小山川に沿った西側の本遺跡より北東約500mには広木大町古墳群（小淵他1980・長滝他2004）が位置している。また、秋山古墳群の小山川の対岸には長沖古墳群（菅谷他1980他）が、また広木大町古墳群の対岸には、やはり小山川に沿うように下町・大久保古墳群の存在が知られている。このようにこれらの古墳群は、おおむね小山川に沿って分布しており、また古墳群を構成する古墳は基本的に石室を保有し、この小山川の河床礫である三波川系の結晶片岩をその用材としているという共通性をもっている。

秋山古墳群を構成する古墳の総基数は、前方後円墳である秋山諏訪山古墳や、二重の周堀をもつ秋山庚申塚古墳を含む43基の古墳が現存する。このほか消滅した古墳は確認しえるものでも30基あり、少なくとも73基は以上存在していたことは確実である。秋山古墳群における古墳の分布する区域は、幾つかの地形的区分にわたっているが、特に古墳群中央に流下する秋山川が地形上の大きな境界を成し、古墳群を大きく東西の二群に隔てている。この二つの区域の中心に、各々に、より高位で比較的分布の集中する丘陵区域と低位な段丘・台地区域の区分を認めることができるが、本遺跡の位置する諏訪山丘陵および諏訪平と呼ばれる台地面には、前方後円墳である秋山諏訪山古墳が丘陵西南の頂部に位置する以外は古墳の分布は認められない。なお、秋山川東側の区域には、秋山川の幾つかの旧河道の痕跡があるが、これらは古墳群内の支群や集落跡を隔てるものとなっている。

周辺の集落遺跡

小山川右岸に位置する、本遺跡の周辺には、秋山大町遺跡、広木大町遺跡（小淵他1980）、秋山東遺跡（恋河内他1987）、^{みか}颯蕤神社前遺跡（中村他1980）、広木上宿遺跡（山本1996）、秋山郷戸遺跡等の古墳時代後期～平安時代の集落址があり、とくに古墳時代後期には集落の形成は活発である。また、秋山古墳群と広木大町古墳群との間に古墳時代後期を中心とする秋山大町遺跡が占地しているが、広木大町遺跡と秋山大町遺跡の間には集落の認められない区域が存在しているようであり、それぞれは別の集落遺跡を構成するものと見做してよいであろう。

本遺跡の位置する児玉町秋山地区は、旧武蔵国那珂郡に相当する区域である。児玉郡に

においては律令期の集落が、条里水田の展開する低地内の微高地上には極めて少なく、低地を臨む平坦な台地上に展開していることが知られているが、那珂郡においても同様の状況が予想される。古代児玉郡においては神流川からの導水にかかる「古九郷用水」によって灌漑が開始されており、律令期における集落の占地や水田の景観の形成が計画的かつ構造的に進行したことを示している。しかし、那珂郡に相当する小山川（旧身馴川）灌漑区域は、志戸川や天神川の灌漑区域とは独立的な独自の水系であり、小山川の伏流水を利用して条里水田を灌漑するものである（鈴木、1987）。なお、秋山諏訪平遺跡の他の調査地点では古墳時代と平安時代の溜井が形成され、付近の灌漑に供されたことが知られている。

古代の那珂郡

古墳時代後期において集落の密集したこの区域も、奈良時代の集落跡は比較的小規模である。しかし、東小平地区においては塔跡を伴う寺院跡が建立されており、在地社会に財力を蓄積した階層が形成されていたことも注意されなければならない。この地区は奈良時代においては集落が幾分衰退するものと推定されが、平安時代においては再び集落形成が活発となるようである。ちなみに、「那珂郡」は承和十年（843年）「戸口増益」により小郡から下郡になり郡司一人の増員がはかられたことが知られており、この時期には郡司層が律令的な関係の再編強化による段階にあったことが推定される。なお、本遺跡の北東約500mには延喜式内社である^{みか}貳薙神社が鎮座している。

中世の那珂郡

中世の那珂郡については、本遺跡の東側約500mに位置する小型宝塔5基、小型未開敷蓮華5本が出土し、中世の基壇状遺構や掘立柱建物が検出されている広木上宿遺跡（山本1996）の存在が注目される。また、本遺跡の北東約2kmには鎌倉永福寺の同範瓦を焼成した水殿瓦窯跡（丸山1990）の存在も注目されよう。なお、秋山地区には「徳治式年般若寺」銘をもつ軒平瓦を葺いた般若寺跡があり、この寺院も徳治二年（1307年）には建立されたと考えることができる。ちなみに、児玉党系在地領主である「児玉氏」は、小山川（旧身馴川）を挟んだ対岸の本庄市児玉町児玉の区域にその本貫地が相当しており、その経済基盤となった領域が小山川左岸および丘陵部に相当している。また、天神川流域を中心に猪俣党系在地領主層の分布が推定されているが、本遺跡周辺の区域はこれらの在地領主群とは独立した独自の区域であったと推定することができる。かつて、この区域については中澤氏の存在に着目し、その領域であると推定したことがあるが、中澤氏と秋山字中澤のつながりや、14世紀中葉頃には中澤広木常^{きやう}麻、あるいは中澤氏の本貫地と推定される「和田村」等の関連を考慮するならば、この区域が中澤氏にかかる領域であったと推定してよいであろう。ともあれ、美里町広木地区や秋山地区の開墾は、本遺跡の北東約800mに位置する摩訶池の設置の問題を含めて再検討すべき課題も多いといえるが、中澤氏もまた、条里水田の縁辺部から丘陵部を中心に主要な経済基盤としたものと推定される。

諏訪平遺跡の位置

このように本遺跡の位置する本庄市児玉町秋山諏訪平の区域は、古墳時代より秋山古墳群や広木大町古墳群を控えた位置であり、小山川の氾濫原を臨む区域として多様な土地利用が行われた区域である。また、小山川を挟んだ対岸の「児玉」の区域は、児玉党「児玉氏」の本貫地として位置づけられるとともに、本遺跡の東側に接して通る鎌倉街道上道の宿と市庭が発達していたことにも注意しておくべきであろう。なお、諏訪山は、近世以来秋山地区の入会地であり、現在も共有林となっている。この諏訪山の二等多角点のある標高144.9mの山頂には、富士浅間神社を祀った富士塚が位置している。（鈴木徳雄）



第2図 諏訪平遺跡C地点の地形と発掘調査地点

第Ⅲ章 発掘調査の概要

1. 調査遺跡の概要

秋山諏訪平遺跡は、関東山地から派生する松久丘陵の最西端に位置する、諏訪山と呼称される丘陵の東側斜面に位置する古墳時代前期から中期の時期の集落遺跡である。本遺跡は、独立性の丘陵である諏訪山に位置する約60,000㎡の遺跡であり、発掘調査や試掘調査等により東側裾部から頂部におよぶ大規模な集落遺跡であることが確認されている。

発掘調査の地点

本遺跡は、今日までにすでに7次におよぶ発掘調査が実施されている。A地点は、農道改良事業に伴って昭和55年に小規模な発掘調査が実施され、古墳時代後期と平安時代の住居跡が検出されている。B地点は、分譲住宅建設に先立つ発掘調査であり平成2年に実施され古墳時代後期を中心とした住居跡群等が検出されている。本報告にかかる発掘調査がC地点であり、D地点については工場用地の外周道路建設に伴って平成8年に実施され古墳時代～平安時代の集落跡および平安時代を中心とする溜井状遺構が複数検出されている。E地点・F地点については、工場建設に伴って平成11年に実施され、集落跡とともに溜井状遺構が検出されている。また、G地点については倉庫建設に伴って平成15年に実施されたものである。このほか諏訪山丘陵については一部に試掘調査が実施されており、諏訪山丘陵の頂部付近にまで竪穴住居跡が分布していることが知られている。

諏訪山の環境

本遺跡の位置する諏訪山は、西側は小山川（身馴川）が丘陵部から平野に出る地点の右岸に近く、東側は小河川による狭い谷で連なっている丘陵から切り離され、南は一段低くなっており、その間を秋山川という小河川が南東から北西方向に流下している。北は関東平野に面して開けており、小山川によって形成された扇状地である沖積平野に臨んでいる。この為諏訪山は一見独立した丘陵に見えるが、実際は寄居方面から帯状に続く松久丘陵に連なっている最西端のこぶ山の一つである。この諏訪山の植生は、丘陵のほぼ全域が篠竹の群生に覆われていて、林を形成する樹木は東斜面の一部のみに見られるだけであり、あとは若木が篠竹に埋没するように点在している。この標高では見られない様な特徴的な植生は、この丘陵は以前共用地として松林であったが松食い虫の被害により松が枯死して全滅した後に篠竹が繁茂し、以後それを定期的に刈り払っている結果に生じた植生である。

本遺跡の環境

本遺跡の周辺には、主として南側に連なる丘陵上に集落遺跡の存在が推定されているが、遺跡の西側に当たる諏訪山頂上と南側を除いて北側と東側は近年になって開発が進み、東側の谷の対岸である斜面や丘陵上に、また本丘陵の北側の緩斜面には扇状地に接する所まで集落が展開していることが確認されている。通常北側斜面と言う立地に生活遺跡が営まれることは希ではあるが、丘陵自体の高度が低く傾斜が緩やかで日照を遮ることが無いと言う事と、周囲が水に恵まれていて耕作に適した平地が近辺に広がっていると言う条件が、北側斜面という点を割り引いても生活環境としては良好であったであろうことが窺われる。このように本遺跡の周囲の丘陵上にも同時期の遺跡は広がりを見せて点在しており、この区域においては遺跡は比較的稠密な分布を示している。なお、諏訪山丘陵の裾に沿って鎌倉街道が走り、児玉の町内に向かった小山川の渡河点がこの近在に設定されていたものと思われる。

(尾内俊彦)



Y = -61096

第3図 諏訪平遺跡C地点の発掘調査区

Y = -61068

2. 検出遺構の概要

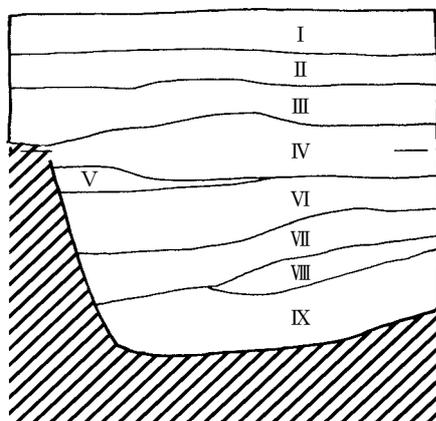
ここに報告するC地点の調査区は、諏訪山丘陵の東側斜面に位置し、現状変更によって遺跡の失われる、おおよそ南北40m、東西20mの範囲をその対象区域として設定した。本遺跡で検出された遺構は、住居址が9軒、土壌が15基であり、時期は古墳時代後期に集中しており、他には縄文早期末葉の土壌が1基検出されている。

調査区の地形は、なだらかな傾斜の斜面地であり東に行くほど傾斜角が大きくなっていくのが特徴であり、調査区の外側では西側が丘陵の頂上になるのであるが、所謂ピークというものは存在せず、その上の西端に前方後円墳の諏訪山古墳が築造されている。丘陵の他の区域については、調査が実施されておらず詳細については不明であるとはいえ、諏訪山丘陵の周囲には既報告の秋山東遺跡（恋河内1987）をはじめとする近年の開発に伴う発掘調査により、本丘陵を取り巻く台地上や周囲の丘陵上にも同時期の集落が数多く確認されてきており、その遺構の多さと集中度の高さから、本遺跡の周辺は遺跡の稠密な分布地帯であることが推定される。

調査区の地形

本調査区付近の地形は、小河川により開析された谷に面した東側斜面上部の一部分を調査区としており、徐々に谷に向かって落ち込みながら下部が少しえぐられた様な地点までが調査された範囲である。調査区の西半分が比較的緩やかな傾斜を示しており、そこから徐々に角度を深めていく感じとなっていて東側の斜面の角度で下方へ続く斜面の中程で調査区の範囲は終了している。ただし、写真図版上で調査区の下部が平坦になっている様に見えるのは、発掘した際の排土を足場の確保も含めてこの崖線下に置いたものであり、最下部が平坦な地形になっているという訳ではない。

C地点の調査区は、斜面地に設営された遺跡の例に漏れず、本遺跡においても土壌の流出と再堆積が生じており遺構もまたその影響を蒙っている。しかし、表土の流失により覆われている土層の層厚は薄く、篠の根による攪乱はローム上面まで及んでいるが、遺構の確認面である基盤層がローム質であり、かつ十分な厚みを有していた為に遺構の検出にはそれほど手間はかからなかった。ただし、遺構の構築後において一定の土量が移動したことは、検出された遺構の外形が変形し覆土の一部が流失してしまったものが多く、住居の様な平面積が大きい遺構においてはその全体を保存しているものは皆無であり、壁や床面の一部が流失している箇所が多く見受けられた。



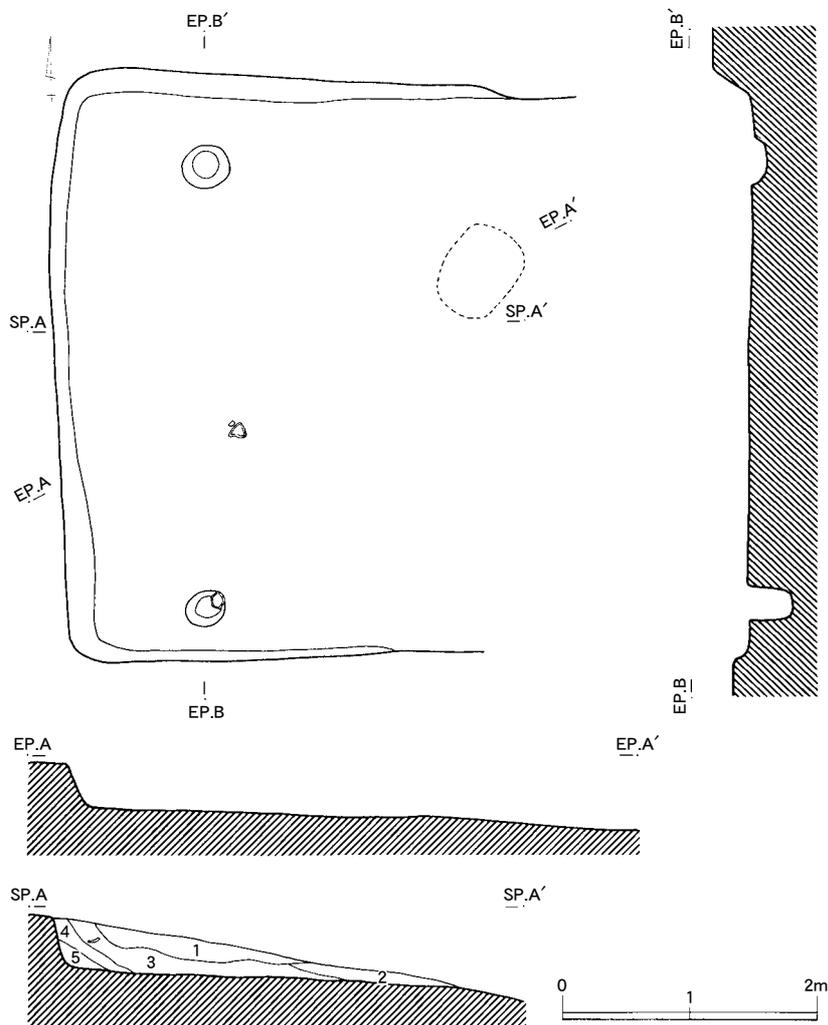
第4図 諏訪平遺跡C地点の基本層序

基本土層

- | | |
|------------|---|
| I層 暗褐色土 | 茶褐色ブロック、黒・白色スコリアを少量含む。しまり、粘性共にない。 |
| II層 暗黄褐色土 | 白色スコリア、炭化物粒、ロームブロックを少量含む。しまり、粘性共にない。 |
| III層 暗黄褐色土 | 白色スコリア、炭化物粒、ロームブロックをII層より多く混入し、しまり、粘性共にない。 |
| IV層 暗黄褐色土 | 白色スコリア、炭化物粒、ロームブロックをIII層より多く混入し、しまり、粘性共にない。 |
| V層 黄褐色土 | ロームブロック、白色スコリア、白色粘土、炭化物粒を少量含む、しまり、粘性ともにやや有する。 |
| VI層 黄褐色土 | 白色スコリア、ロームブロックを少量、白色粘土、黒色スコリア、赤色スコリアを微量含む。しまりはやや弱い、粘性はやや強い。 |
| VII層 黄褐色土 | 白色スコリア、ロームブロックを少量、白色粘土、黒色スコリア、赤色スコリアを微量含む。砂質に近く、砂粒を多く含みしまりはやや弱く、粘性を有する。 |
| VIII層 黄褐色土 | 砂質であり、やや赤味を帯びた酸化砂を多量に有する。スコリアの混入は認められない。しまりを有するが粘性はない。 |
| IX層 暗褐色土 | 黒色スコリア、白色粘土を多量に含む。全体的に粘土質で、しまり、粘性共に非常に強く乾燥すると礫状になる。 |

第1号住居址 [第5図]

本住居址は、調査区の西壁に寄って南北のほぼ中央に位置し、規模は南北に4m60cm、東西の残存した壁長が最大3m30cmで、残された壁の高さは最大42cmを測り壁溝は検出されなかった。斜面上部に位置している本址は、住居東側を土砂の流出によって失われており、全体の三分の二弱が確認された範囲である。本住居の主軸は残された壁の状況から北を向いていると推定され、床面の精査により柱穴と見られるピットが2本と他のピットが2本検出されている。また、壁の南西にピットが1本かかって検出されており、北東側の床面には炉址とは認定できなかったが40cm×30cmの焼土の痕跡が検出されている。本住居は西側に存在する8号住を切って構築されているが、本住居も東側が7号住に、北側が土壌によって一部を切られている。検出された遺物は、古墳時代後期に相当するものであり、床面上では土師器の破片が残されている。



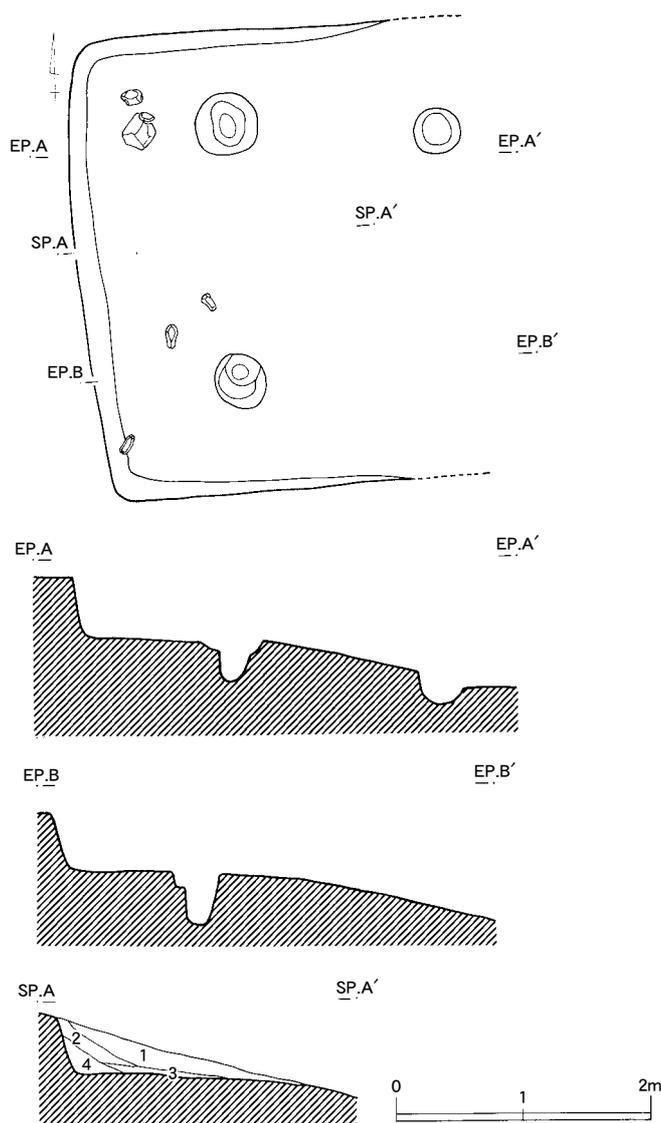
第5図 第1号住居址

1号住居址

- | | | |
|----|-------|--|
| 1層 | 暗茶褐色土 | ローム粒、白色粒子を少量均一に含む。しまり、粘性共に有するが弱い。 |
| 2層 | 暗茶褐色土 | 1層に類似するが、黒色土を斑点状に少量混入する。 |
| 3層 | 暗褐色土 | ローム小ブロック、炭化物粒を少量、ローム粒を微量含む。しまり弱く、粘性はない。 |
| 4層 | 茶褐色土 | 白色粒子、ローム粒を少量、ローム小ブロックを微量含む。しまり、粘性共に有するが弱い。 |
| 5層 | 茶褐色土 | 炭化物粒、ローム粒を少量、ローム小ブロック、焼土粒を微量含む。しまり、粘性共に有するが弱い。 |

第2号住居址 [第6図]

本住居址は、調査区の東西中央、南北中央から北側寄りの斜面中間の場所に位置し、規模は南北に3m60cm、東西の残存した壁長が最大2m60cmで、残された壁の高さは最大45cmを測り、壁溝は検出されていない。斜面の中程に位置している本址は住居東側を床面の一部と共に流失しており、全体の三分の二程の残存が確認されている。住居内に炉址・カマド等は検出されておらず、柱穴と思われるピットが3本と他のピットが2本確認されている。残された形状から住居の主軸は北を向いていると推定され、ほぼ方形の形態をもつものと思われる。検出された遺物は、古墳時代後期に相当するものである。なお、覆土中からは縄紋時代の打製石器が見つかった。



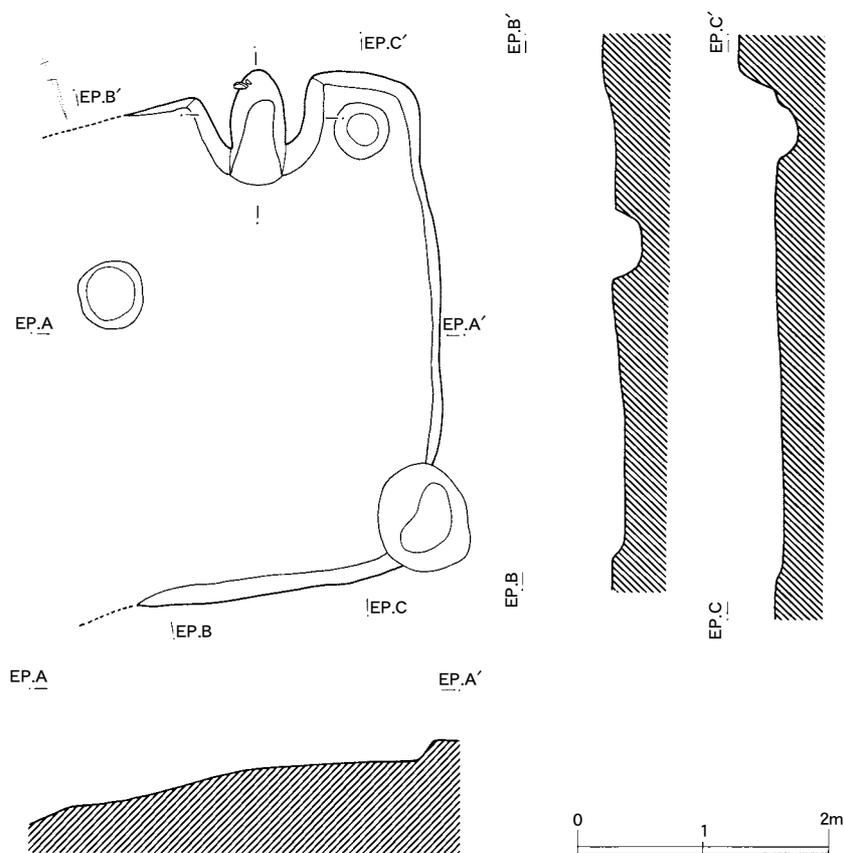
第6図 第2号住居址

2号住居址

- | | | |
|----|-------|--|
| 1層 | 暗茶褐色土 | ローム粒、白色粒子を少量、炭化物粒を微量含む。しまり弱く、粘性はない。 |
| 2層 | 暗茶褐色土 | 炭化物粒を少量、ローム粒を微量含む。しまり弱く、粘性はない。 |
| 3層 | 茶褐色土 | ローム粒、ローム小ブロックを少量含む。しまり弱く、粘性はない。 |
| 4層 | 暗褐色土 | 炭化物粒を少量、ローム粒、白色粒子を微量含む。しまり、粘性共に有するが弱い。 |

第3号住居址 [第7図]

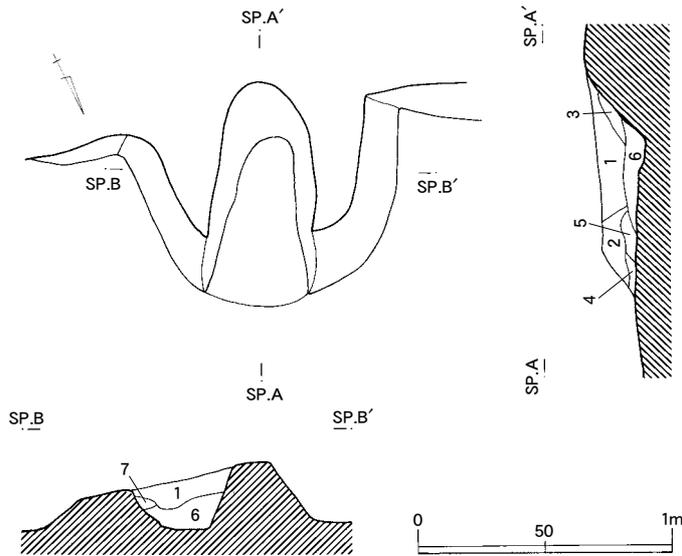
本住居址は、調査区の北西の隅に近いところに位置しており、規模は南北に4m、東西の残存した壁長が最大2m20cmで、残された壁の高さは最大30cmを測り、壁溝は検出されていない。斜面の上部に構築されている本址は、土砂の流出により住居東側を流失してはいるが全体の約四分の三を保持していると考えられ、残された南壁にカマドが構築されているのが確認された。ただし比較的新しい時期の土壌により住居址の北西の角が切られており、南東角は新しく大きな芋穴状の土壌により破壊されている。床面の精査により柱穴と思われるピット等は検出されなかったが、カマドの右に浅いが貯蔵穴と推定される穴が見つかっており、他に同時期の穴が1本検出されている。住居の主軸は南南西に取っており、検出された遺物は古墳時代後期のものに相当する。



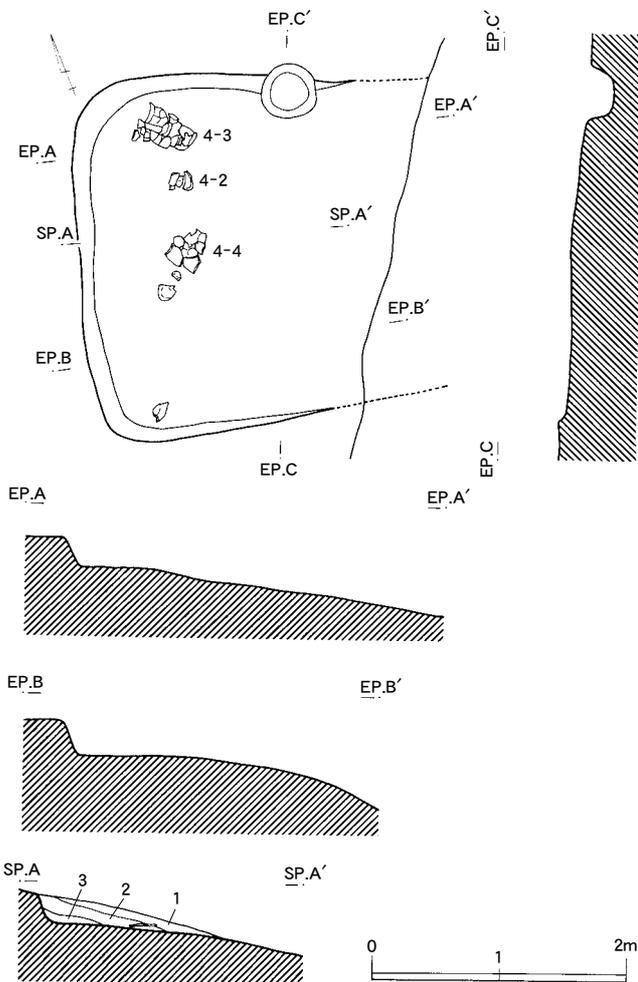
第7図 第3号住居址

第3号住居址カマド [第8図]

本カマドは住居の南壁の西寄りに構築されており、全体の幅は袖部も含めて1m、燃烧部は全長90cm、幅40cmで高さは最大で20cmを測る。袖部は片側の幅が30cmとこの大きさのカマドとしては比較的幅広であり、黄白色粘土により堅牢に作られていたものと思われるが補強材のようなものは認められなかった。焚き口からの軸線は南方向を向いており、燃烧部の壁はあまり火を受けた様子はなく焼結もしておらず、余り使用されてはいなかったと考えられる。



第8図 第3号住居カマド



第9図 第4号住居

4号住居

- 1層 暗茶褐色土 ローム粒、白色粒子を少量含む。しまり弱く、粘性はない。
- 2層 茶褐色土 白色粒子、炭化物粒を少量、ローム粒を微量含む。しまり弱く、粘性はない。
- 3層 茶褐色土 ローム粒、ローム小ブロックを少量、炭化物粒を微量含む、色調は2層より暗い。しまり、粘性共に有するが弱い。

3号住居カマド

- 1層 暗褐色土 炭化物粒、砂粒を少量、焼土粒を微量含む。しまり弱く、粘性はない。
- 2層 暗褐色土 焼土粒、焼土ブロック、炭化物粒、白色粒子を均一に含む。しまり弱く、粘性はない。
- 3層 明黒褐色土 炭化物粒を多量に、焼土ブロックを少量含む。しまり、粘性共にない。
- 4層 暗橙褐色土 焼土粒、焼土ブロックを均一に、白色粒子を微量含む。しまりを有するが、粘性はない。
- 5層 暗赤褐色土 焼土粒、焼土ブロックを多量に、炭化物粒、岩粒を少量含む。しまりを有するが、粘性は弱い。
- 6層 暗茶褐色土 炭化物粒を均一に、焼土粒を少量含む、灰分を混入する。しまり弱く、粘性はない。
- 7層 暗茶褐色土 組成は6層と類似するが、灰分を含まない。

第4号住居 [第9図]

本住居は、調査区北東の隅に近いところに位置しており、規模は南北に2m70cm、東西の残存した壁長が最大2m10cmで、残された壁の高さは最大26cmを測り、壁溝は検出されていない。調査区の中でも斜面の最下部に存在する本住居は、土砂の流出により住居東側を流失しており全体の約三分の二が残存していると思われ、この中からは炉址・カマドおよび柱穴は検出されていない。残された壁の形状から本址は方形を呈するものと思われる、主軸は北北東に向くと推定される。このうち北壁の一部が小型の土壌により切られている他に、近世の根切り溝と思われる溝により東側が破壊されている。検出された遺物は比較的多く、覆土中や床面上から土師器の甕や坏等が検出されており、これらは古墳時代後期に相当するものであり個体数が多く確認できた。

第5号住居址 [第10図]

本住居址は、調査区の中央やや北寄りの東端に位置しており、規模は南北に5m40cm、東西の残存した壁長が3mで、残された壁の高さは最大60cmを測り壁溝は検出されなかった。調査区外も含めて斜面のほぼ中央に存在する本住居址は、見事なまでに住居東側を流失しており全体の二分の一強を残すものと思われるが、住居主要部はかるうじて残っており、西壁の中央には大型のカマドが構築されていて主軸は西にとっている。この住居に特徴的なのは住居の斜面上部である西側に1m～1m20cm、壁高30cm前後、南壁の南側に1m、壁高5cm～10cmの張り出し部が設けられていることである。またこの大きさの住居にしては柱穴や貯蔵穴が無く、床面には50cm×40cmの焼土が面として検出されている。遺物は古墳時代後期に相当するもので検出された個体数も多く、床面上にも坏や甕などの完形品が点在しているほかに、上部の張り出し部にも同時期の遺物が包含されていると同時に、未加工の石材や縄紋期の打製石器も検出された。

5号住居址

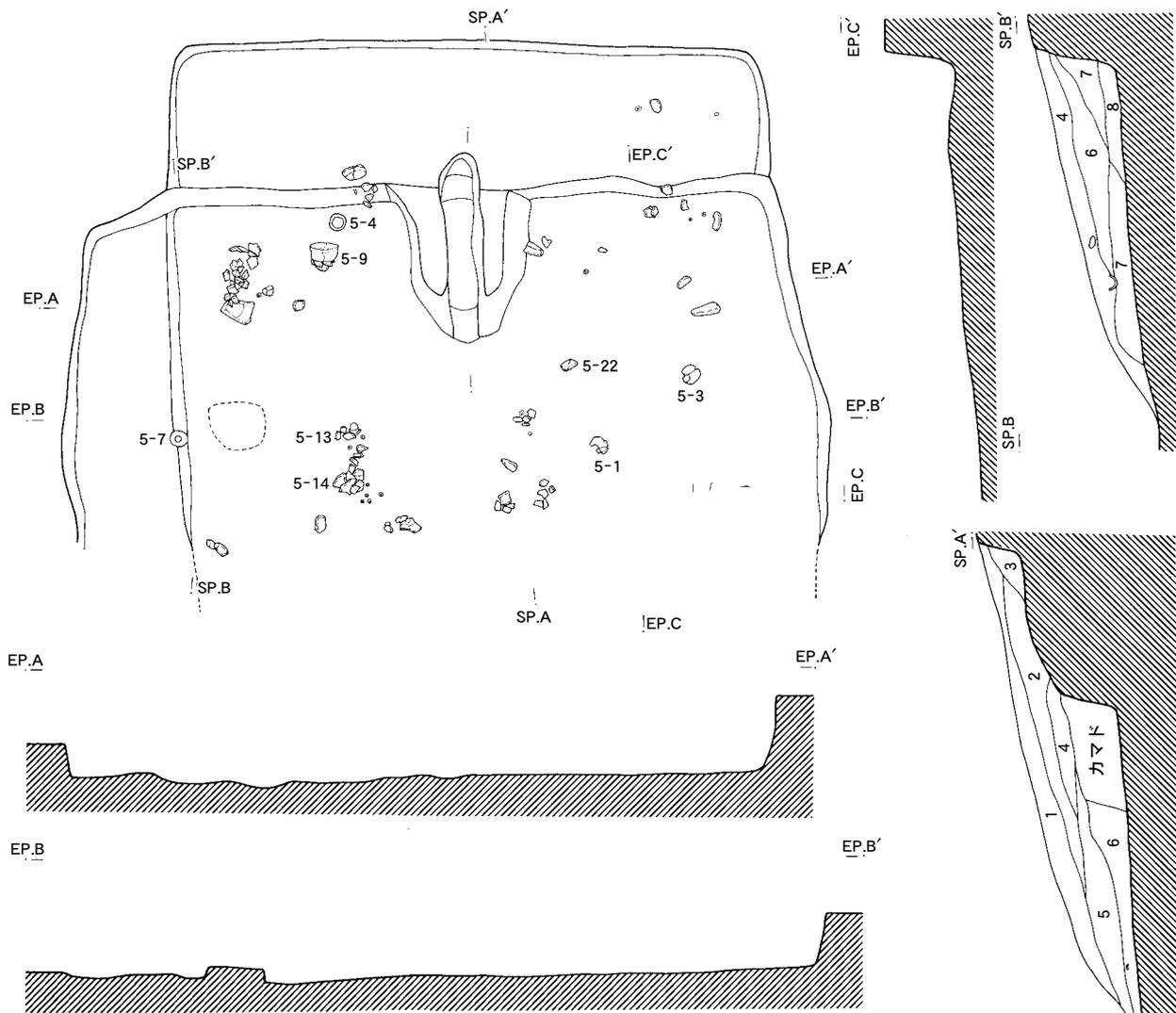
- | | |
|----------|---|
| 1層 暗褐色土 | ローム粒、炭化物粒、ロームブロックを少量含む。しまり、粘性共にない。 |
| 2層 暗茶褐色土 | 炭化物粒、ローム粒を少量、焼土粒を微量含む。しまりやや弱く、粘性はない。 |
| 3層 暗褐色土 | 炭化物粒、ローム粒を少量、白色粘土、焼土粒を微量含む。しまりを有するが、粘性は弱い。 |
| 4層 暗褐色土 | ローム粒を少量、炭化物粒を微量含む。色調は3層より明るく、しまりを有するが、粘性はない。 |
| 5層 暗褐色土 | ローム粒、ロームブロック、炭化物粒を少量、白色粘土を微量含む。色長は4層より明るく、しまり、粘性共に有するが弱い。 |
| 6層 暗黄褐色土 | ローム粒を多量に、炭化物粒を微量含む。壁の崩壊土と見られ、しまり、粘性共にやや強い。 |
| 7層 暗黄褐色土 | 白色スコリアを含むロームブロックを多量に、炭化物粒を微量含む。しまり、粘性共にない。 |
| 8層 暗褐色土 | ローム粒、ロームブロック、白色粘土、炭化物粒を多量に、微量含む。カマドの袖部である為、含まれる内容物には偏りが多く見受けられる。しまり、粘性共に強い。 |

第5号住居址カマド [第11図]

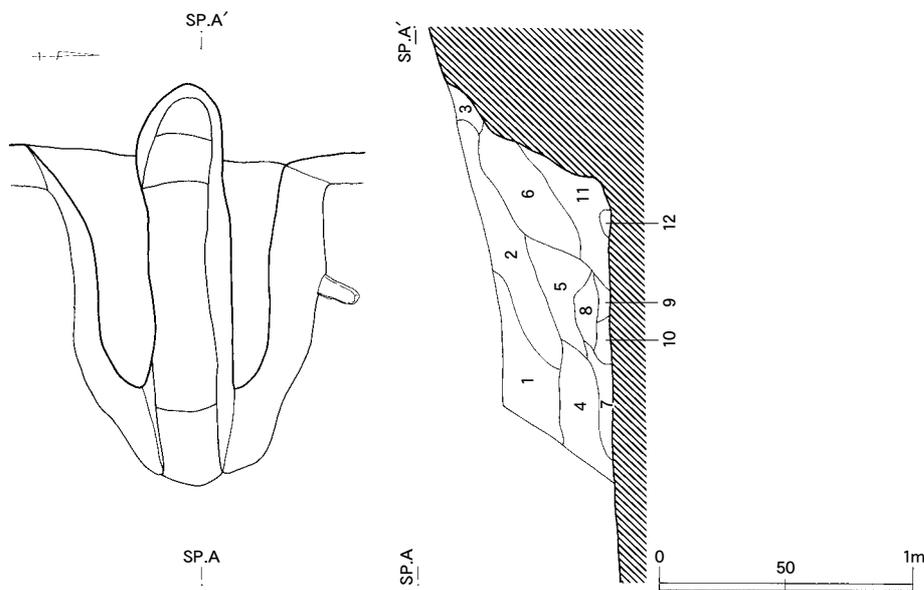
本カマドは住居の西壁ほぼ中央に構築されており、全体の幅は袖部を含めて1m、燃焼部は全長1m60cm、幅30cm、高さは奥壁の最大高で60cmを測る。カマドとしては極めて大きく立派であり、焚き口からの軸線は西を向いて壁に向かって直角に設定されており、全長が幅を大きく上回る特徴のある形状を呈している。袖は一定の厚みを持って褐色粘土を用いて高く構築されていて、内部には片側に2個ずつ土師器の甕が補強材として埋置されており、内部の高さも相当なものになるが支脚の存在は確認されていない。天井部は崩落したか覆土と一緒に流失したかを見てセクション内には焼土の痕跡は見えず、また燃焼部の内壁には焼結したところは確認されてはならず、概してこのカマドの使用頻度は低かったものと思われる。

5号住居址カマド

- | | |
|----------|--|
| 1層 暗茶褐色土 | ローム粒、白色粘土を少量、焼土粒、炭化物粒を少量含む。しまり、粘性共にない。 |
| 2層 暗茶褐色土 | 焼土粒、白色粘土を少量、炭化物粒、ローム粒を微量含む、色調は1層よりやや明るい。しまり、粘性共にない。 |
| 3層 明茶褐色土 | ローム粒を少量含む。しまりをやや有するが、粘性はない。 |
| 4層 褐色土 | ローム粒を少量、焼土粒、炭化物粒を微量含む、色調は2層より明るい。しまり、粘性共にない。 |
| 5層 茶褐色土 | 焼土粒、炭化物粒を少量、白色粘土、ロームブロックを微量含む、色調は4層よりやや暗い。しまり、粘性共にない。 |
| 6層 暗褐色土 | ローム小ブロック、焼土粒を少量、炭化物粒を微量含む、黒褐色土をブロック状に混入する。色調はとても暗く、良くしまっているが粘性はない。 |
| 7層 褐色土 | 焼土粒、炭化物粒を少量、ロームブロックを微量含む。しまり、粘性共にない。 |
| 8層 褐色土 | 焼土粒を多量に含む、暗茶褐色土を少量混入する。色調は7層より赤味を帯び、しまり、粘性共にない。 |
| 9層 赤褐色土 | 焼土粒、炭化物粒を微量含む、色調は8層より赤く、ロームの赤化が著しい。しまり、粘性共にない。 |
| 10層 暗褐色土 | 焼土粒をやや多量に、炭化物粒、白色粘土を少量含む、暗茶褐色土をブロック状に混入する。やや大粒の粒子が多く、色調は6層よりやや暗い。しまり、粘性共にやや強い。 |
| 11層 暗褐色土 | 炭化物粒、暗褐色粘土を少量含む。しまり、粘性共にやや強い。 |
| 12層 赤褐色土 | 焼土ブロック、焼土粒を含み、色調は9層より明瞭に明るい。良くしまっているが、粘性はない。 |



第10図 第5号住居址



第11図 第5号住居址カマド

第6号住居址 [第12図]

本住居址は、調査区の南北中央の西端に位置しており、東西の残存している壁長は4m、南北の壁は調査区の外側に延びており調査区の壁に出ている覆土の範囲で推定するならば南北4mが確認しえる数値であり、残された壁の高さは最大18cmを測り壁溝は検出されていない。調査区の最上部に存在する本住居址も、住居の東南側が流失しており全体の規模と形状は把握することができなかった。ただ北壁にカマドが構築されているのが確認されており、主軸は北に取るものと思われる。床面には精査の結果、柱穴と思われる位置にピットが1本存在しており、他に6本の小ピットが検出されていると同時に、位置的には多少違和感があるが貯蔵穴と見られる土壇状の施設が遺物を内包して確認されている。検出された遺物は、土師器を中心とした古墳時代後期の時期に相当しており、破片が多く見つかったほかに縄紋期の石器も混入している。

6号住居址

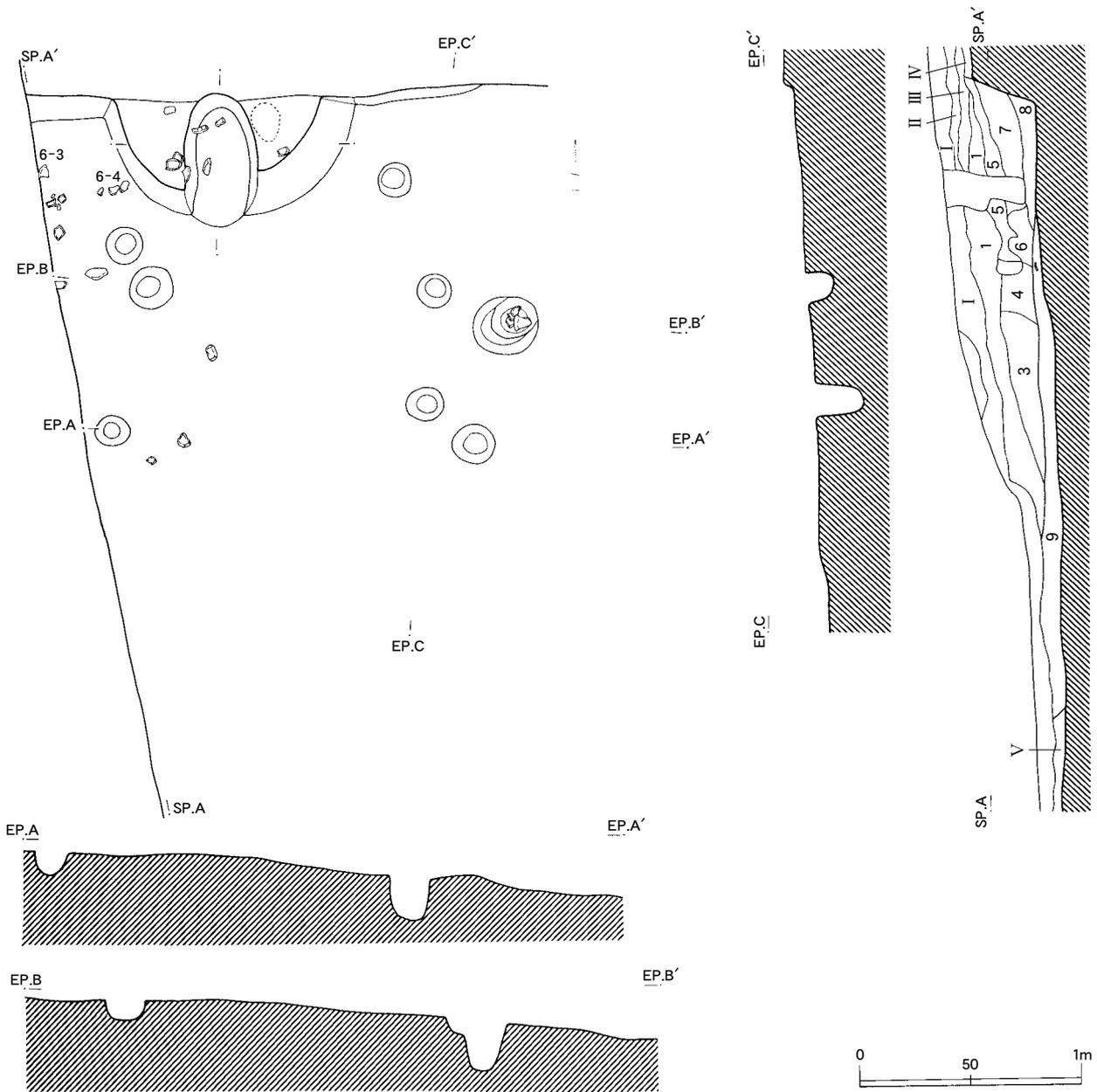
- | | |
|----------|--|
| 1層 茶褐色土 | 炭化物粒、焼土粒、黒色スコリアを少量含み、暗黒褐色土を混入する。しまり、粘性共にない。 |
| 2層 暗褐色土 | 炭化物粒、焼土粒、ロームブロックを多量に、焼土ブロック、形状の残る炭化物を少量含む。しまり、粘性共にない。 |
| 3層 茶褐色土 | ローム粒、炭化物粒を少量、焼土粒、ロームブロックを微量含む。色調は1層より暗く、しまり、粘性共にない。 |
| 4層 茶褐色土 | ローム粒、ロームブロックを少量、炭化物粒、焼土粒を微量含む。色調は1層より明るく、しまりを有するが、粘性はない。 |
| 5層 暗茶褐色土 | 炭化物粒を大量に、焼土ブロックを多量に、ロームブロックを少量含み、黄褐色土を混入する。しまり、粘性共にない。 |
| 6層 黄褐色土 | ロームブロックを主体とし、炭化物を少量含み、茶褐色土を混入する。硬くしまっている。 |
| 7層 黄褐色土 | ロームブロック、白色スコリア、赤色スコリアを少量含む。しまりを有するがやや弱く、粘性はない。 |
| 8層 茶褐色土 | ロームブロック、赤色スコリアをやや多量に、炭化物粒、白色スコリアを少量含む。しまり、粘性共にない。 |
| 9層 暗褐色土 | ローム粒、焼土粒、炭化物粒、ロームブロック、白色粘土、黒・赤色スコリアを微量含む。しまり、粘性共にない。 |
| 10層 暗褐色土 | 9層に類似するが、黒褐色土を多量に混入している。しまりが強い。 |
| 11層 黄褐色土 | 6層に類似してロームブロックを主体とするが、しまりが強い。張り床の一部分である。 |

第6号住居址カマド [第13図]

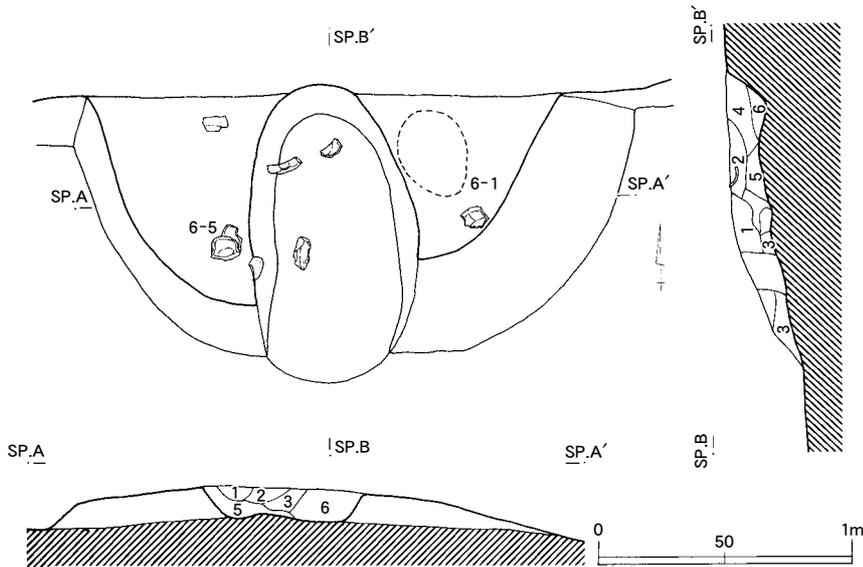
本カマドは住居の北壁に構築されているが、壁の両端が調査区外と流失のために確認できず、住居内の位置については不明である。全体の幅は袖部を含めて1m10cm、燃烧部は全長60cm、幅35cm、高さは最大で16cmを測る。全高が低いのは、調査区のこの部分は篠竹の群生がここまで広がっていて、上部が地下茎により崩されてしまい表土の除去の時点でこの高さまで下がってしまったものと思われる。袖の幅は片側が約40cm弱とカマドの構造としては異例に分厚く、袖自体は黄白色粘土を用いて構築されており内部に補強材のようなものは混入していない。焚き口からの軸線は北に向いており壁と直角になるよう設定され、燃烧部の壁の一部に焼結した箇所が確認されている。

6号住居址カマド

- | | |
|----------|--|
| 1層 明茶褐色土 | ローム粒、焼土粒、白色粘土を少量含む。しまり、粘性共にない。 |
| 2層 茶褐色土 | 焼土粒を多量に、ローム粒、炭化物粒を少量、白色粘土を微量含む。しまり、粘性共にない。 |
| 3層 暗赤褐色土 | 焼土粒、焼土ブロックを多量に、ロームブロック、ローム粒を微量含む。しまり、粘性共にない。 |
| 4層 明茶褐色土 | ローム粒を少量含み、色調は1層より明るい。しまり、粘性共にない。 |
| 5層 赤褐色土 | 焼土粒、ローム粒、焼土ブロックをやや多量に含み、色調は3層と4層の間位である。しまり、粘性共にない。 |
| 6層 黄褐色土 | ローム粒を少量含む。袖部の崩壊土と思われる、ややしまりを有するが、粘性はない。 |



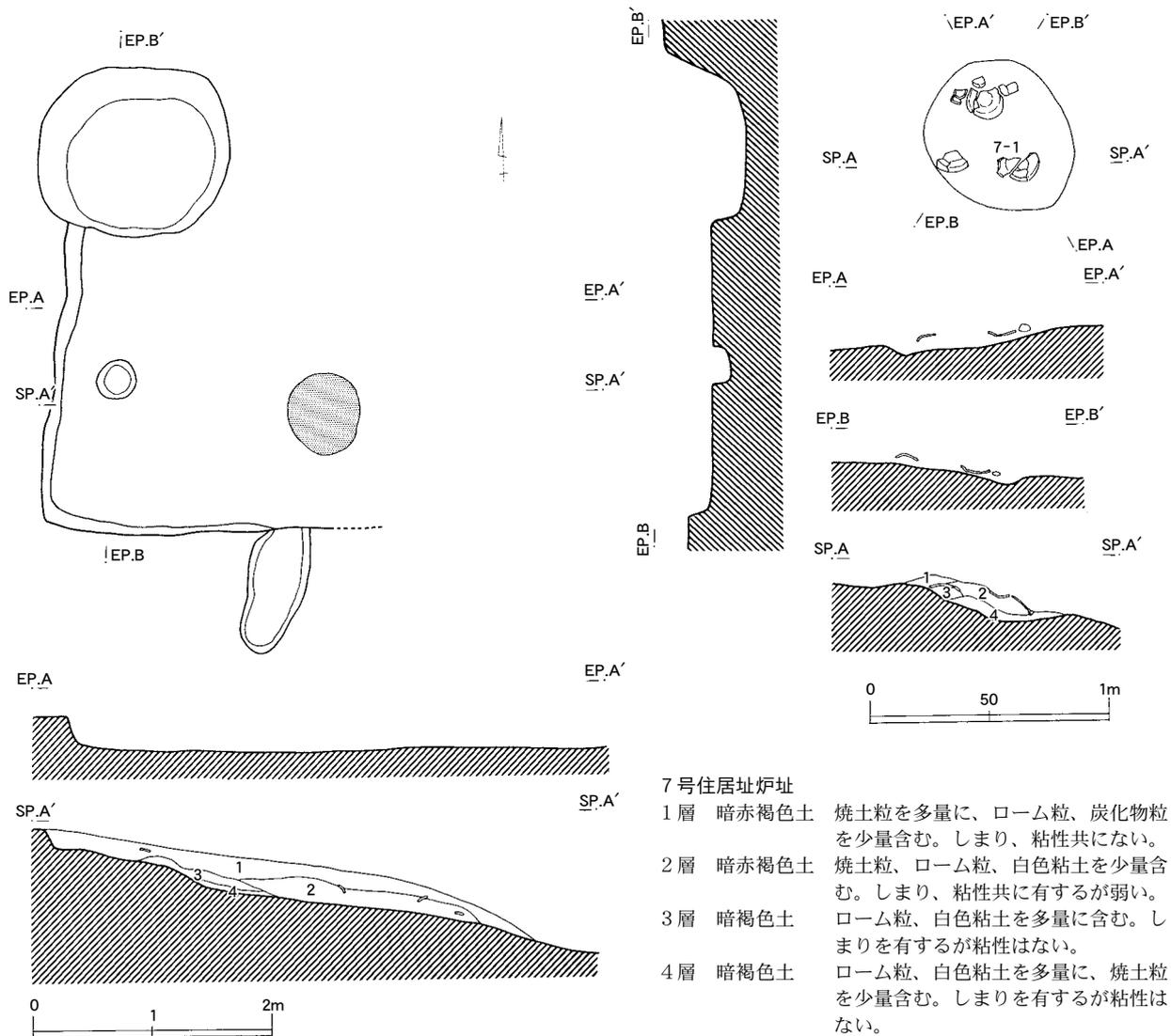
第12図 第6号住居址



第13図 第6号住居址カマド

第7号住居址 [第14図]

本住居址は、調査区の南北中央からやや北寄りで調査区西壁に近いところに位置しており、確認された壁長は南北が2 m50cm、東西の残存した壁長は2 m40cmであり、残った壁の高さは最大24cmを測り、壁溝は検出されていない。調査区内の上部に位置して隣接する1号住居を東北方面で切断して重複しているところから1号住居より新しいと思われる。本住居址においても北東部が流失しており、遺構全体の半分以上が失われている。残された壁の形状から主軸は北に向くと推定されるが、北西角にSK-16が存在していて南北壁の角を切っていると思われるので全長は不明であり、東西壁の流失に伴って規模の推測は出来る状態ではなかった。床面の精査により約70cm×60cmの大きさの炉址と、柱穴と思われる位置にピットが1本検出された。遺物の量は少ないが古墳時代後期の所産と考えられ、土師器を中心として破片が検出されている。



- 7号住居址炉址
- | | |
|----------|---------------------------------------|
| 1層 暗赤褐色土 | 焼土粒を多量に、ローム粒、炭化物粒を少量含む。しまり、粘性共にない。 |
| 2層 暗赤褐色土 | 焼土粒、ローム粒、白色粘土を少量含む。しまり、粘性共に有するが弱い。 |
| 3層 暗褐色土 | ローム粒、白色粘土を多量に含む。しまりを有するが粘性はない。 |
| 4層 暗褐色土 | ローム粒、白色粘土を多量に、焼土粒を少量含む。しまりを有するが粘性はない。 |

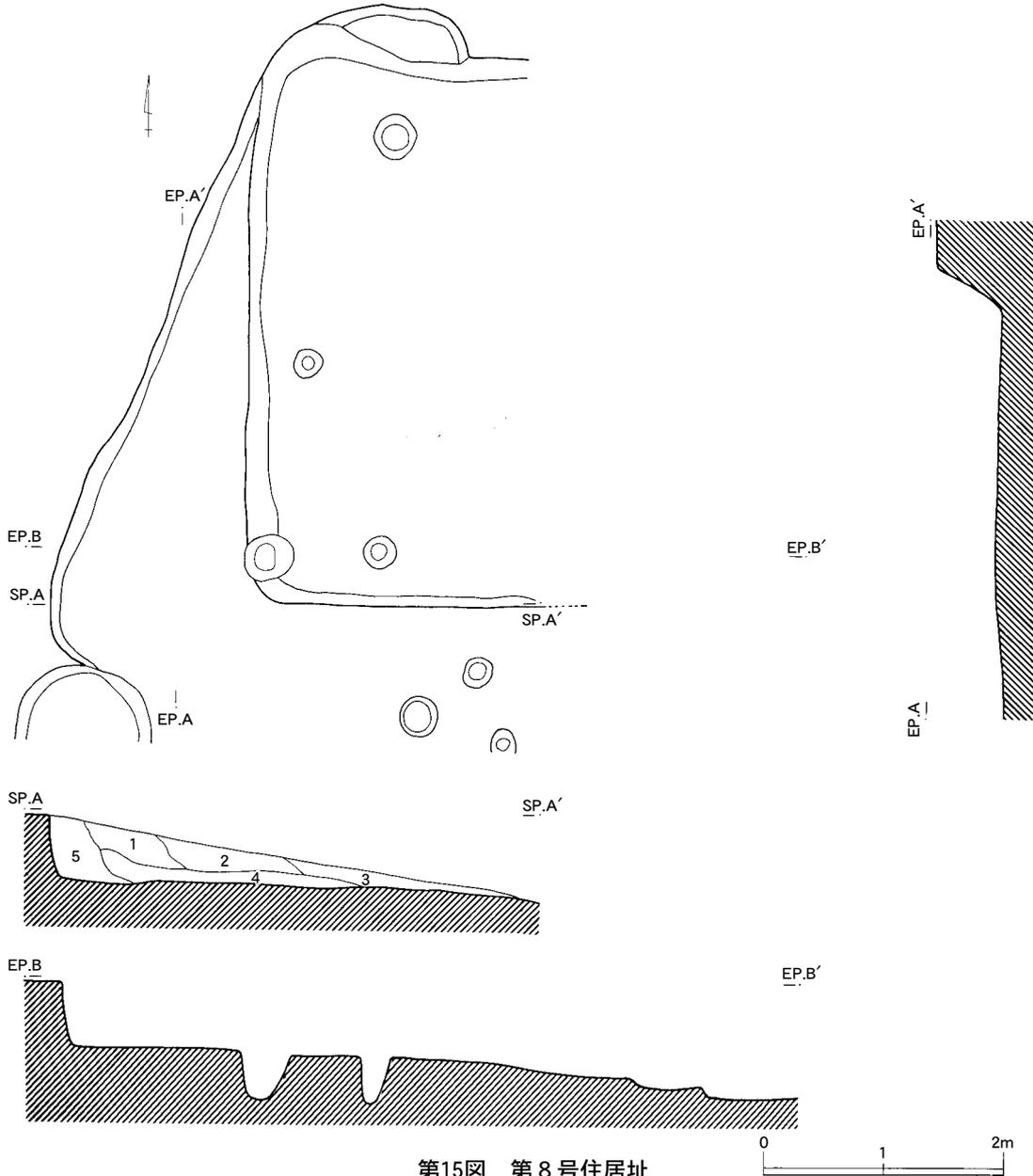
第14図 第7号住居址および炉址

7号住居址

- | | |
|----------|---|
| 1層 茶褐色土 | ローム粒、炭化物粒を少量、焼土粒を微量含む。しまり、粘性共にない。 |
| 2層 茶褐色土 | ローム粒、炭化物粒をやや多量に、焼土粒を少量、白色粘土を微量含む。色調は1層よりやや明るく、しまり、粘性共にない。 |
| 3層 明茶褐色土 | ローム粒、ロームブロックを少量含む。しまりはやや強く、粘性を有する。 |
| 4層 黄褐色土 | ロームブロックを多量に含む。しまり、粘性共に強い。 |

第7号住居址炉址 [第14図]

本炉址は住居の南壁より約1m、西壁より2mの場所に位置し、規模は最大長径68cm、短径57cmを測り、形状は卵形を呈しており、焼土は中央部で最大約10cm前後の厚みを持つ。床面から少々窪んだ中に焼土が堆積しているが、東側の底部は住居の覆土と同様に流失しており、焼土も少し流れ出している。焼土の中に紛れるようにして土師器の底部などの大型の破片が混入しており、長期の使用が窺われる様な状態である。



第15図 第8号住居址

8号住居址

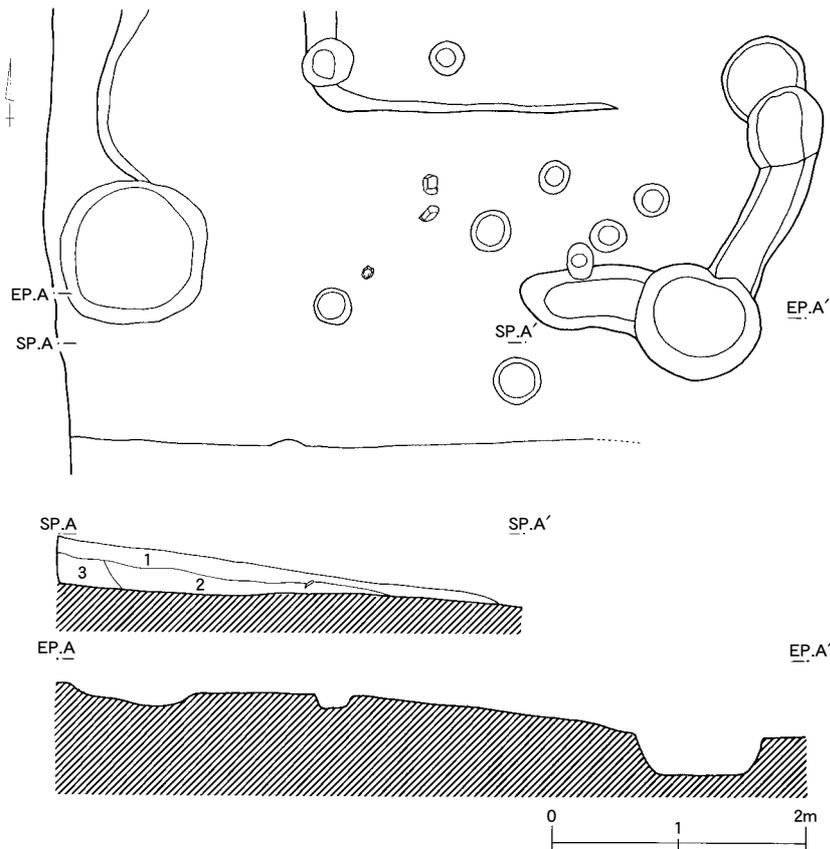
- | | |
|----------|---|
| 1層 茶褐色土 | ローム粒を少量、炭化物粒を微量含む。しまり、粘性共にない。 |
| 2層 茶褐色土 | ロームブロックをやや多量に、炭化物粒を少量含む。色調は1層より茶色味を帯びる。しまり、粘性共にない。 |
| 3層 暗茶褐色土 | ロームブロックを多量に、炭化物粒、ローム粒を少量含む。しまり、粘性共にない。 |
| 4層 暗茶褐色土 | ロームブロックを多量に、炭化物粒、ローム粒、焼土粒を少量含む。色調は3層より明るく、しまりは強いが粘性はやや弱い。 |
| 5層 暗茶褐色土 | ロームブロック、ローム粒を多量に、炭化物粒をやや多めに含む。色調は3層より暗く、しまり、粘性共にやや強い。 |

第8号住居址 [第15図]

本住居址は、調査区の南北ほぼ中央西の端に位置しており、確認された壁長は南北で4m80cm、東西の残存する壁長は1m50cmで、残された壁の高さは最大55cmを測り壁溝は検出されていない。本住居は、第1号住居址にその大半が切られており、東側の角が流失していて、主軸の推定と規模の推測は不可能であった。床面の精査を行ったが、炉址・カマド等は検出されておらず、柱穴等も確認されてはいないが1号住居の壁にかかったピットが柱穴の1本である可能性も否定できない。遺物の量は極少なく、古墳時代後期の土師器の破片が出土するところから該期の遺構であると思われる。

第9号住居址 [第16図]

本住居址は、調査区の南北中央の西端に位置しているが、6号住居と8号住居を掘った後に中間の黒色土を除去したところ、床面と思われる硬化面が6号住と8号住の間に確認されたので住居として設定した。SK-3と調査区の西壁の間に幅20cm、高さが65cm程の段差が存在しているが、そこが壁の一部であると思われるけれど壁溝も検出されず、他の壁は完全に飛んでしまっている為に規模の確定は不可能であり、主軸の方向も不明である。この遺跡の中では一番古い住居であると推定されるけれども、遺物もほとんど無く時期の確定も難しいがおそらく古墳時代後期のものであると思われる。



第16図 第9号住居址

9号住居址

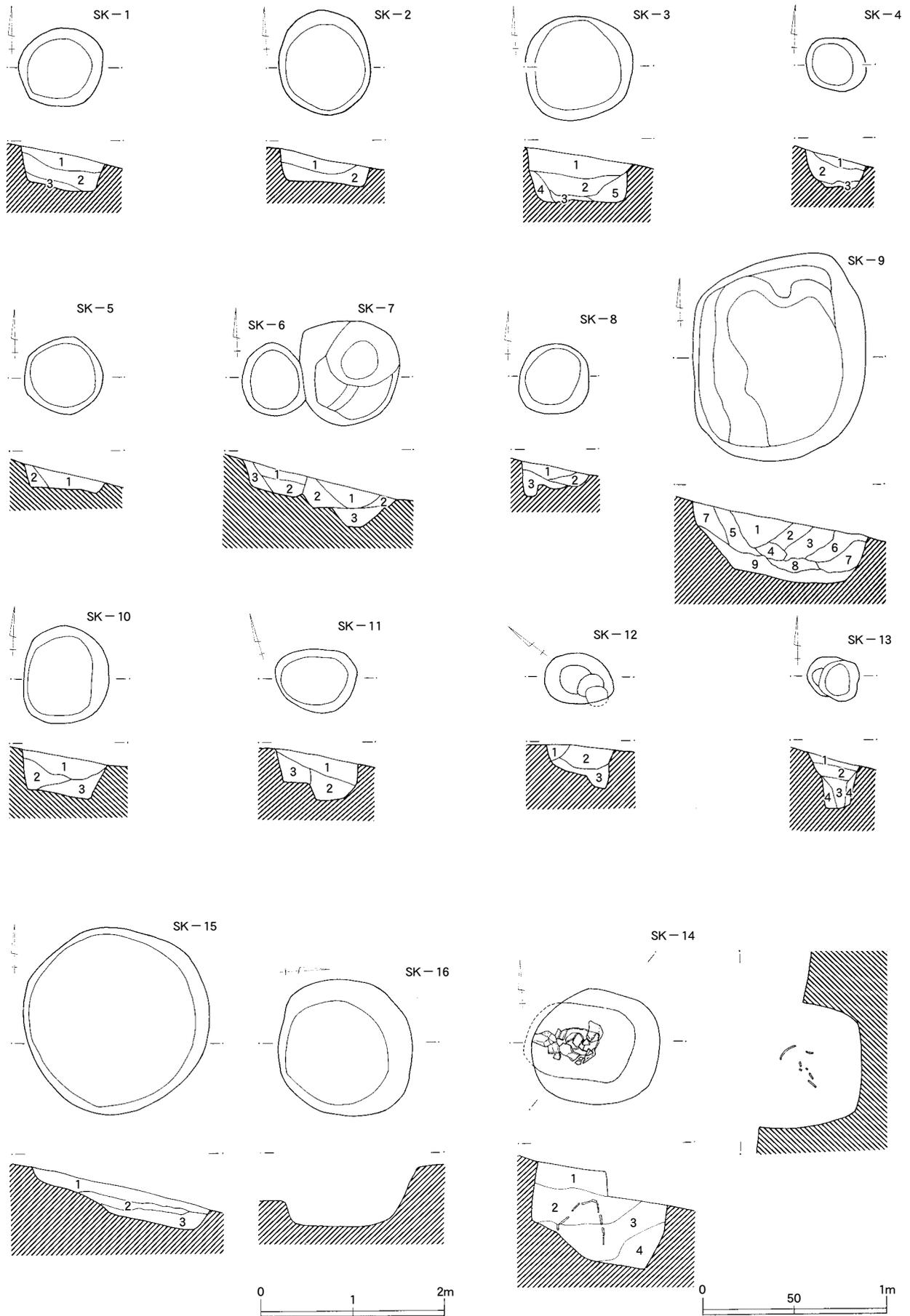
- | | |
|----------|--|
| 1層 暗黄褐色土 | ロームブロックを多量に含み、暗褐色土を混入する。非常に良くしまっているが、粘性はない。 |
| 2層 暗褐色土 | ロームブロックを少量、焼土粒、炭化物粒を微量含む。しまりを有するがやや弱く、粘性はない。 |
| 3層 暗褐色土 | ロームブロックを多量に含み、色調は2層より明るい。しまり、粘性共に有するがやや弱い。 |

土壙 [第17図]

- SK-1 [第17図] 本土壙は調査区の中央やや南寄りに位置しており、規模は90cm×90cmを測り形状は歪な円形を呈する。壁は緩やかに立ち上がり、深さは最大30cmを測る。伴うと思われる遺物の検出はなく時期・性格・用途共に不明である。
- SK-2 [第17図] 本土壙は調査区の中央やや南寄りに位置しており、長径1 m15cm、短径95cmを測り形状は楕円形を呈している。壁は緩やかに立ち上がり、深さは最大32cmを測る。伴うと思われる遺物の検出はなく時期・性格・用途共に不明である。
- SK-3 [第17図] 本土壙は調査区の南北の中央調査区西壁に接近して位置しており、規模は1 m15cm×1 m15cmを測り形状は円形を呈している。壁は垂直に近く立ち上がり、深さは最大44cmを測る。8・9住の壁の一部を切って構築されており、検出された遺物から古墳時代の所産と思われる性格・用途共に不明である。
- SK-4 [第17図] 本土壙は調査区の中央やや北寄りに位置しており、規模は長径70cm、短径60cmを測り形状は円に近い楕円形を呈している。壁は緩やかに立ち上がり、深さは最大46cmを測る。伴うと思われる遺物の検出はなく時期・性格・用途共に不明である。
- SK-5 [第17図] 本土壙は調査区の中央やや北寄りに位置しており、規模は長径85cm、短径80cmを測り形状は歪な円形を呈している。壁はやや立ち気味で、深さは最大18cmを測る。伴うと思われる遺物の検出はなく時期・性格・用途は不明である。
- SK-6 [第17図] 本土壙は調査区の中央からやや北東に位置しており、規模は長径80cm、短径70cmを測り形状は卵形を呈している。壁はやや立ち気味で、深さは最大27cmを測る。壁の一部がSK-7と接しており、伴うと思われる遺物の検出はなく時期・性格・用途は不明である。
- SK-7 [第17図] 本土壙は調査区の中央からやや北東に位置しており、規模は長径1 m15cm、短径1 m10cmを測り形状は歪な楕円形を呈している。壁は緩やかに立ち上がるが、底部は三段階に掘られていて深さはそれぞれの最深部で14・32・55cmを測る。壁の一部がSK-6と接しており、土師器の破片が若干検出されて遺物から時期は古墳時代のものと思われるが、性格・用途は不明である。
- SK-8 [第17図] 本土壙は調査区の中央からやや東寄りに位置し、規模は長径80cm、短径70cmを測り形状は歪な円形を呈している。壁はやや立ち気味で、底部は段付きであり深さはそれぞれの最深部で42・58cmを測る。伴うと思われる遺物の検出はなく時期・性格・用途は不明である。
- SK-9 [第17図] 本土壙は調査区のほぼ中央に位置しており、規模は長径2 m25cm、短径1 m90cmを測り形状は長方形に近い楕円形を呈している。壁は緩やかに立ち上がるが、壁には段差がついており最浅40cm、最大で85cmの深さを測る。土師器片が覆土内から検出されており、遺物から時期は古墳時代の所産と思われるが、性格・用途は不明である。

- SK-10 [第17図] 本土壙は調査区内の東南の位置に検出され、規模は長径1 m10cm、短径90cmを測り形状は楕円形を呈している。壁は比較的緩やかに立ち上がり、深さは最大47cmを測る。伴うと思われる遺物は検出はなく、時期・性格・用途は不明である。
- SK-11 [第17図] 本土壙は調査区内の東南の位置に検出され、規模は長径90cm、短径70cmを測り形状は楕円形を呈している。壁はやや立ち気味で、深さは最大42cmを測る。伴うと思われる遺物の検出はなく時期・性格・用途は不明である。
- SK-12 [第17図] 本土壙は調査区内の東南の位置に検出され、規模は長径70cm、短径55cmを測り形状は楕円形を呈している。壁は緩やかに立ち上がるが、深さは最大20cmを測り、底面の一部に直径15cm、深さ10cm程の落ち込みが見られる。伴うと思われる遺物の検出はなく時期・性格・用途共に不明である。
- SK-13 [第17図] 本土壙は調査区内の東南の位置に検出され、規模は長径55cm、短径45cmを測り形状は楕円形を呈している。壁は緩やかに立ち上がるが、壁には段差がついており最浅10cm、最大で47cmの深さを測る。伴うと思われる遺物の検出はなく時期・性格・用途共に不明である。
- SK-14 [第17図] 本土壙は調査区の中央からやや北寄りに位置し、規模は長径70cm、短径65cmを測り形状は方形を呈している。壁はやや立ち気味から西側の一部ではオーバーハング状になっており、深さは最大55cmを測る。底面からやや浮いて縄紋早期末葉の尖底深鉢形土器が倒立した状態で検出されている。この土壙の構築時期は、縄紋早期末葉と思われるが、性格や用途については明らかではない。
- SK-15 [第17図] 本土壙は調査区のほぼ中央に位置し、規模は2 m×2 mを測る円形を呈している。壁はほぼ垂直に立ち上がり、深さは最大36cmを測る。覆土中より土師器の破片が多めに検出され、遺物から時期は古墳時代のもと思われるが性格・用途は不明である。
- SK-16 [第17図] 本土壙は調査区の中央からやや北西に位置し、規模は1 m40cm×1 m40cmを測る円形を呈している。壁は緩やかに立ち上がり、深さは最大61cmを測る。1号住と7号住を切って構築されており、伴うと思われる遺物の検出はなく時期・性格・用途は不明である。

(尾内俊彦)



第17図 土坑 (SK 1 ~SK16)

SK-1

- 1層 茶褐色土 ロームブロックを少量、炭化物粒を微量含み、暗褐色土と白色スコリアを混入する。しまり、粘性共にない。
- 2層 茶褐色土 ロームブロック、白色・黒色スコリアを少量含み、暗褐色土をやや多量に混入する。しまり、粘性共にない。
- 3層 茶褐色土 含有物は認められず、暗褐色土を微量混入する。しまり、粘性共にない。

SK-2

- 1層 茶褐色土 炭化物粒、白色スコリアを微量含む。しまり、粘性共にない。
- 2層 黄褐色土 炭化物粒、ロームブロック、白色スコリアを少量含む。しまり、粘性共にない。

SK-3

- 1層 茶褐色土 ローム粒を少量、炭化物粒、白色スコリアを微量含む。しまり、粘性共にない。
- 2層 茶褐色土 ローム粒、ロームブロックを少量、炭化物粒を微量含み、色調は1層よりやや暗い。しまり、粘性共にない。
- 3層 暗茶褐色土 炭化物粒、ローム粒を少量、ロームブロックを微量含み、色調は2・4層より暗い。しまりはないが、粘性をやや有する。
- 4層 暗茶褐色土 炭化物粒を少量、ローム粒を微量含む。しまりは強いが、粘性は弱い。
- 5層 暗茶褐色土 炭化物粒、ローム粒を少量含み、色調は2層より暗く、3層より明るい。しまりを有し、粘性は弱い。

SK-4

- 1層 茶褐色土 ローム粒を微量含む。しまり、粘性共にない。
- 2層 茶褐色土 ローム粒を微量含み、色調は1層より暗い。ややしまりを有するが、粘性はない。
- 3層 黄褐色土 ローム粒を含む。しまり、粘性共にやや強い。

SK-5

- 1層 褐色土 ローム粒を少量、炭化物粒を微量含む。しまり、粘性共にない。
- 2層 暗褐色土 ローム粒を微量含む。しまり、粘性共にない。

SK-6

- 1層 褐色土 ローム粒を少量含む。しまり、粘性共にない。
- 2層 褐色土 ローム粒を少量含み、色調は1層より暗い。しまり、粘性共にない。
- 3層 茶褐色土 ローム粒を少量、炭化物粒を微量含む。しまり、粘性共にない。

SK-7

- 1層 茶褐色土 ローム粒、ロームブロックを少量、炭化物粒を微量含む。しまり、粘性共にない。
- 2層 褐色土 ローム粒を少量、ロームブロックを微量含む。しまり、粘性共にない。
- 3層 茶褐色土 ローム粒、ロームブロックを少量含む。しまり、粘性共にない。

SK-8

- 1層 茶褐色土 ローム粒を微量含む。しまり、粘性共にない。
- 2層 茶褐色土 ローム粒、炭化物粒を微量含み、色調は2層より明るい。しまり、粘性共にない。
- 3層 暗褐色土 ローム粒を少量含む。しまり、粘性共にない。

SK-9

- 1層 暗黒褐色土 ロームブロックを少量含み、黒褐色土を混入する。しまり、粘性共に有するが弱い。
- 2層 暗褐色土 ローム粒、ロームブロックを少量含む。しまり、粘性共にやや強い。
- 3層 褐色土 ローム粒、ロームブロックを多量に含む。しまり、粘性共に強い。
- 4層 暗黒褐色土 ローム粒、炭化物粒を少量含み、暗褐色土を混入する。しまりは強く、粘性は弱い。
- 5層 黄褐色土 ローム粒、ロームブロックを多量に含む。しまり、粘性共に強い。
- 6層 黄褐色土 組成は5層に類似するが、ローム風化土を多く含む。
- 7層 黄褐色土 組成は6層に類似するが、色調が明るい。
- 8層 暗褐色土 ローム粒、ロームブロックを少量含む。しまり、粘性共に強い。
- 9層 黄褐色土 組成は7層に類似するが、色調が明るい。

SK-10

- 1層 黄褐色土 ローム風化土を主体とし、暗褐色土を少量混入する。しまりは弱い、粘性はやや強い。
- 2層 黄褐色土 組成は1層に類似し、色調が1層より明るい。
- 3層 黄褐色土 組成は1層に類似し、色調が2層より明るい。

SK-11

- 1層 暗褐色土 ローム粒、炭化物粒を微量含む。しまり、粘性共にない。
- 2層 暗褐色土 ローム粒、炭化物粒を少量、ロームブロックを微量含み、色調は1層より暗い。しまり、粘性共にない。
- 3層 暗褐色土 ローム粒を微量含み、色調は2層より暗い。しまり、粘性共に有するがやや弱い。

SK-12

- 1層 暗黄褐色土 ロームブロックを少量含む。しまり、粘性共にない。
- 2層 暗褐色土 ローム粒、ロームブロックを少量、炭化物粒を微量含む。しまり、粘性共にない。
- 3層 暗褐色土 ローム粒を微量含む。しまりはなく、粘性やや強い。

SK-13

- 1層 暗褐色土 ローム粒を少量、炭化物粒を微量含み、褐色土を少量混入する。しまり、粘性共にない。
- 2層 暗褐色土 ローム粒を少量含み、褐色土を若干混入し、色調は1層よりやや暗い。しまり弱く、粘性はやや強い。
- 3層 暗褐色土 含有物は殆ど認められず、色調は1層より暗い。しまり、粘性共に強い。
- 4層 黄褐色土 暗褐色土を僅かに混入する。しまり、粘性共に強い。

SK-14

- 1層 茶褐色土 ローム粒を少量含み、褐色土を少量混入する。しまり、粘性共にない。
- 2層 暗茶褐色土 ローム粒を少量、炭化物粒を微量含み、茶褐色土を少量混入し、色調は1層よりやや暗い。しまり、粘性共にない。
- 3層 茶褐色土 ローム粒を少量含み、褐色土を少量混入し、色調は1層より明るい。しまり、粘性共にない。
- 4層 黄褐色土 ローム粒、ロームブロックを少量含む。しまりは強いが、粘性はやや弱い。

SK-15

- 1層 茶褐色土 ローム粒、炭化物粒を少量含む。しまり、粘性共にない。
- 2層 茶褐色土 ローム粒、ロームブロック、炭化物粒を少量含む。ややしまりを有するが、粘性はない。
- 3層 黄褐色土 ローム粒、ロームブロックを主体とし、茶褐色土を混入する。しまり、粘性共に強い。

3. 出土遺物の概要

諏訪平遺跡C地点から出土した遺物は、古墳時代後期の所謂「鬼高Ⅱ式」に位置づけられる土師器を主体とし、少数の須恵器を伴っている。また、縄紋早期末葉と推定される縄紋土器および平安時代の羽釜等が検出されている。

a. 縄紋時代の遺物 [第22図]

本調査地点で検出された縄紋土器は、第14号土壙（SK14）[第17図] から倒立の状態で見出されたものである [図版6-3]。この資料は、口縁下に一条の隆帯が施され、それ以下は羽状縄紋による構成をとる丸底気味の尖底土器である。内面には粗い条痕調整を伴っており、その後のナデ調整は顕著ではなく、胎土中に多量の繊維を含んでいる。本資料は、その特徴から縄紋早期終末期に位置づけられる資料であると考えられるもので、千曲川流域に分布の中心をもつ「塚田式」の系譜につながるものであろう。

b. 古墳時代の遺物 [第19～23図]

本遺跡から検出された住居跡に属する出土遺物は、すべて古墳時代後期の所謂「鬼高Ⅱ式」に属するものである。中でも第5号住居址からは、多量の土師器が検出されている。なお、カマド左右の袖から2点ずつの長甕が検出されており、右袖から [第20図11・12]、左袖から [第20図15・第21図16] それぞれ倒立の状態で見出され、芯材として用いられていた。また、白玉4点が検出されていることも注目されよう [第21図23～26]。

5号住の土師器

ここで、この良好な資料である本遺跡の第5号住居跡の土師器を、児玉郡地域の鬼高式の変化の相対的な時間の中に位置づけてみよう。古墳時代後期（鬼高Ⅱ式）の甕の変化は、球胴状の形態から徐々に長胴化が進行し、上敷免遺跡A1号住居址例に見られるような球胴状の形態からやや長胴化が進行し“く”字状の口縁をもつ形態（辻堂遺跡第11号住居址段階）から、長胴化し長甕形態をとりながら体中位に最大径をもち緩い“く”字状の口縁をとる形態（川越田遺跡第1号住居址段階）へと推移する。その後、体下半が膨らみ口頸部に肩のない形態（川越田遺跡第14号住居址段階）から、丸い立ち上がりをもつ底部に直線的な体部をもつ砲弾状の形態（村後遺跡第14号住居址段階）を経て、長胴化が最大に達し天神林遺跡第16号住居址例のような小さな底部から直線的に立ち上がり最大径を口縁部にもつ形態（古川端遺跡第10号住居址段階）へと変化する過程を辿るようである。なお、白鳳期以降では、徐々に体部が縮小する方向を辿るとともに、体上半が膨らむ形態をとる連続的な推移が明らかとなっている（鈴木1983・1984ほか）。

型式論上の位置

以上の土師器甕の型式論的な組列から、本遺跡の第5号住居址出土資料は、おおむね体中位に最大径をもつ長甕に相当し、幾分体下半が膨らむ形態への移行を示す段階に相当する、上記の諸段階のうち川越田遺跡第14号住居址段階に相当する位置づけることが可能であり、近接する^{みか}鹿麩神社前遺跡第1号住居址例にも対比しえる時期の資料と考えることができるものである。なお、本遺跡第5号住居址出土資料は、体中位に最大径をもつ長胴甕に先行する時期に相当する辻堂遺跡第11号住居址例を標準とする辻堂遺跡Ⅵ期（恋河内1996）より幾分新しい様相をもち、体下半が膨らむ形態に移行する時期の女池遺跡第1号竪穴状遺構例を標準とする女池遺跡Ⅱ期（恋河内2004）より幾分先行する様相を読み取ることができるであろう。

辻堂遺跡Ⅵ期は概ね6世紀の前半に、女池遺跡Ⅱ期は6世紀の後半頃に位置づけられており、本遺跡の第5号住居址は、おおむね6世紀中葉頃に機能していた遺構と考えてよい

であろう。また、他の住居跡についても重複が認められ、これに先行すると思われる甕〔第22図4〕も一部に認めることができるとはいえ、土師器の変化からはおおむね第5号住居址に前後する時期の比較的短期間に形成されたものと考えられるであろう。

遺構外の遺物

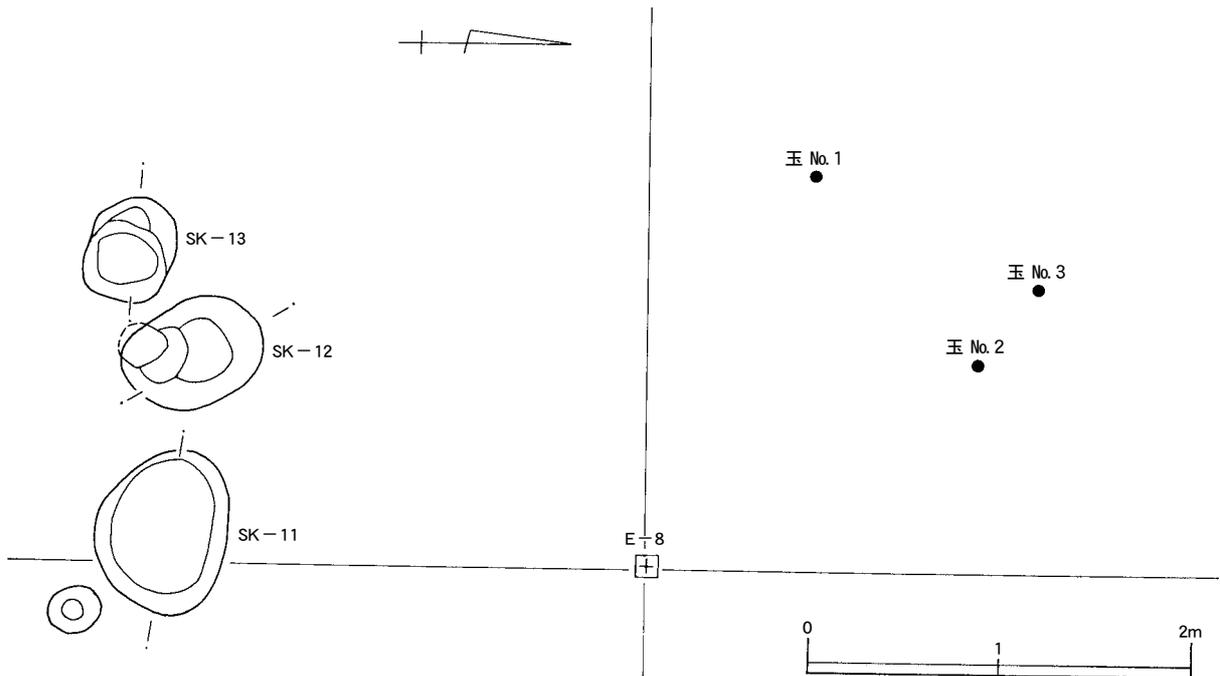
なお、住居址からの出土遺物は、総じて高坏が減少する以降の時期に相当しているが、遺構外から短脚の高坏が1点〔第23図2〕検出されており、この資料についても概ね第5号住居址の時期に相当するものと見做してよいであろう。また、遺構外7D区を中心に〔第18図〕土玉3点や須恵器蓋等が検出されていることにも注意しておきたい〔第23図3・9～11〕。

今後の課題

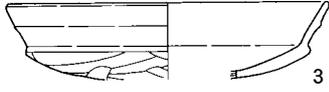
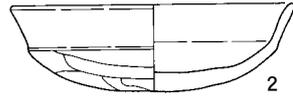
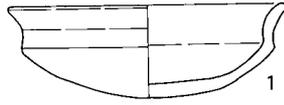
なお、この地域における古墳時代の土師器の編年論的研究については、中村倉司氏の先駆的な研究（中村1979）があるが、その後は遺跡ごとの時期区分としての分析が積み重ねられてきたところである（増田1987、恋河内1996・2004、滝瀬他1997ほか）。また、土師器の大形鉢（鈴木1993）や小形短頸壺（鈴木1988）という特定の器種についての検討があるが、標準的な土師器の編年は十分に整備されていないといつてよい。近年、型式論的な分類群の設定が不十分なまま「暦年代」で呼称する風もあるが、どのような観点から見ても標準的な分類群の設定に先行しえるものではない。児玉郡域を中心とした地域においてはすでに膨大な資料の蓄積があり、これらの資料的な蓄積と遺跡ごとの時期区分を踏まえながら標準的な編年体系を構築する必要がある。この編年軸の構築によって、土師器相互の関係はもとより、地域内の集落や遺跡相互の動態をより詳細に捉えることが可能となり、具体的な地域内の歴史的な推移を辿りえるものとなる。

c. 奈良・平安時代の遺物〔第23図〕

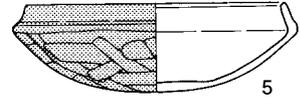
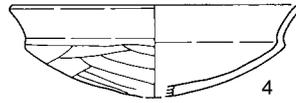
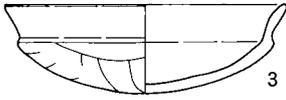
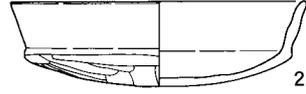
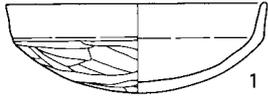
本地点から検出された平安時代の遺物は、すべて遺構外からの出土である。羽釜1点〔第23図7〕および須恵器甕の胴部破片等が検出されている。また、平瓦〔第23図8〕の出土も注目される。これらは本調査区西側の、より高所に位置する奈良・平安時代の集落域から調査区内に流れ込んだものであろう。（鈴木徳雄）



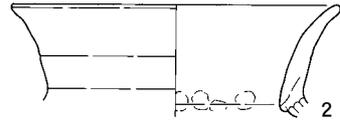
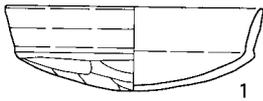
第18図 土坑（SK11～SK13）と土玉土位置



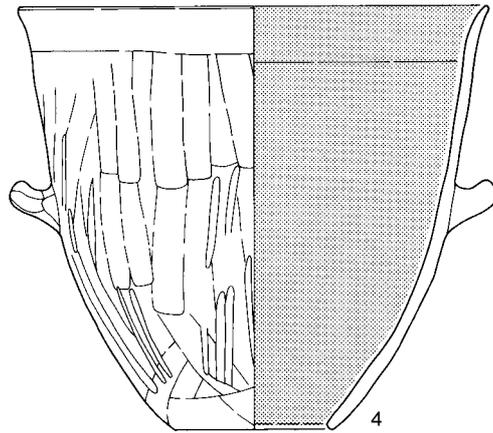
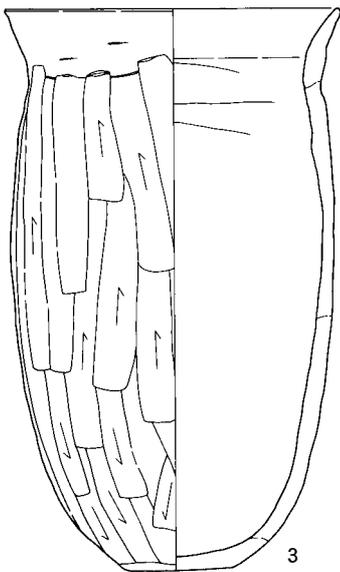
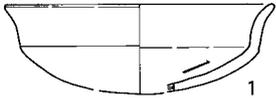
第1号住居址



第2号住居址

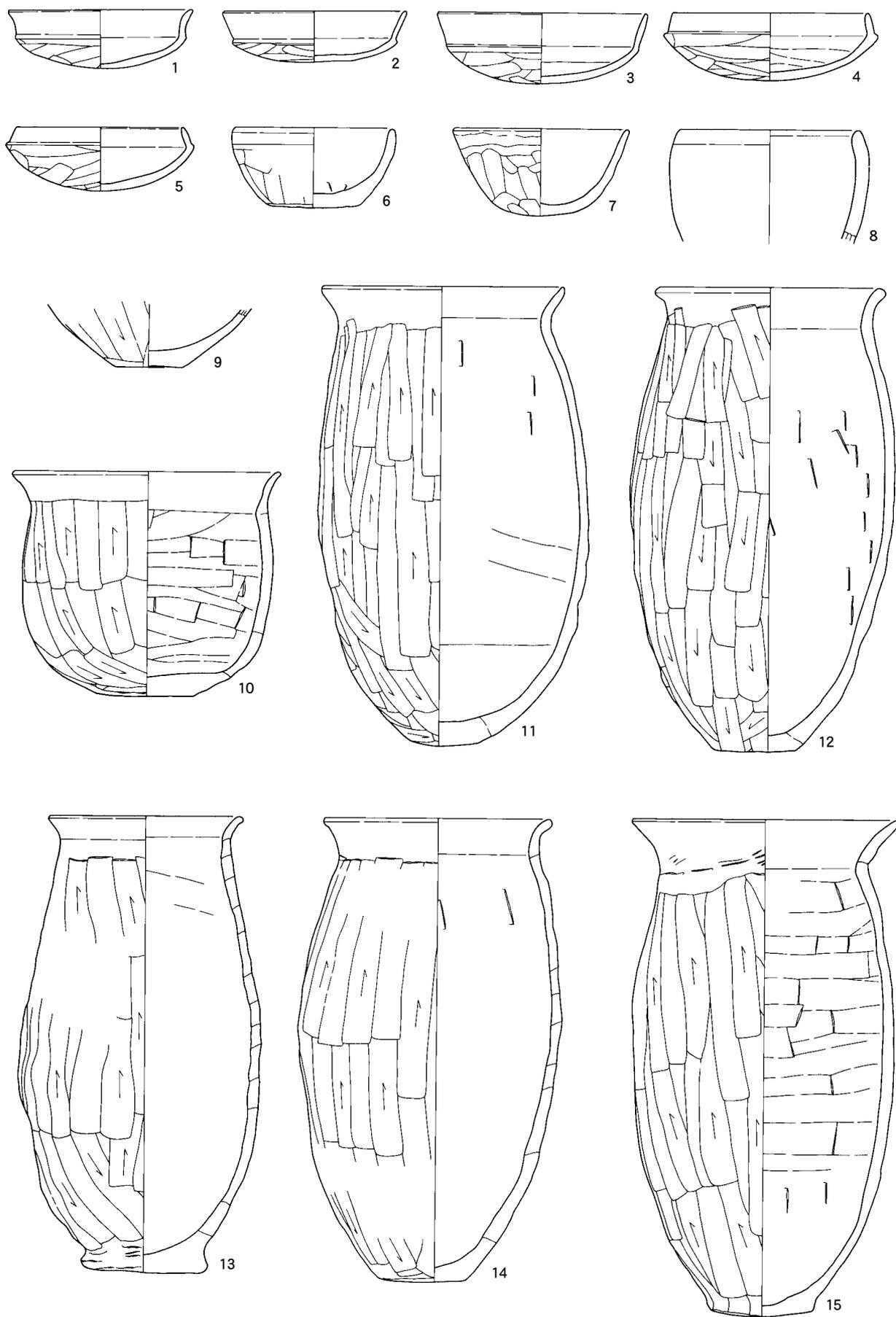


第3号住居址

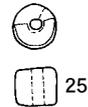
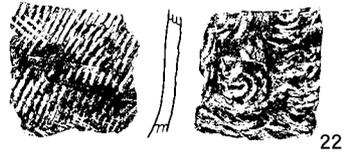
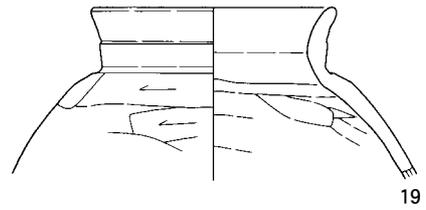
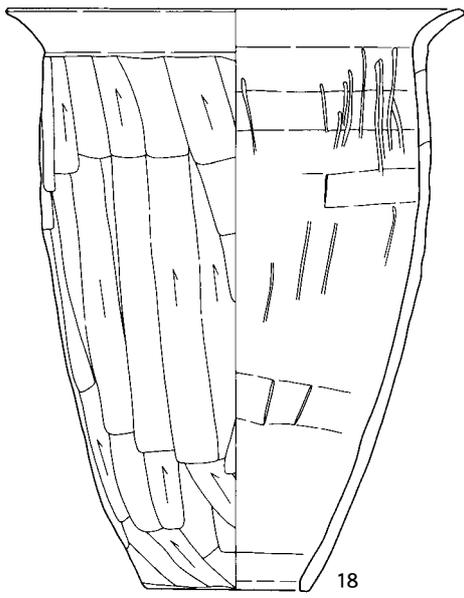
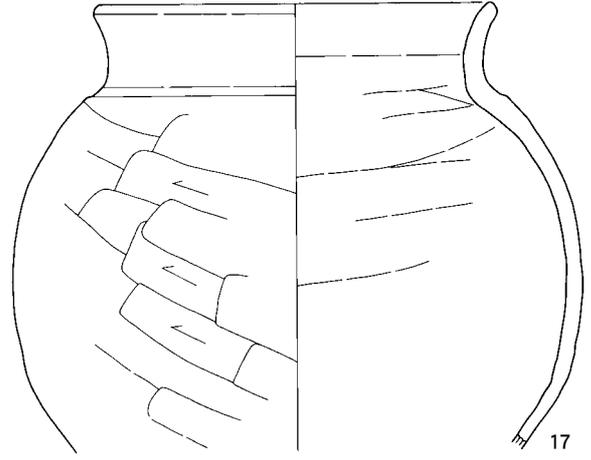
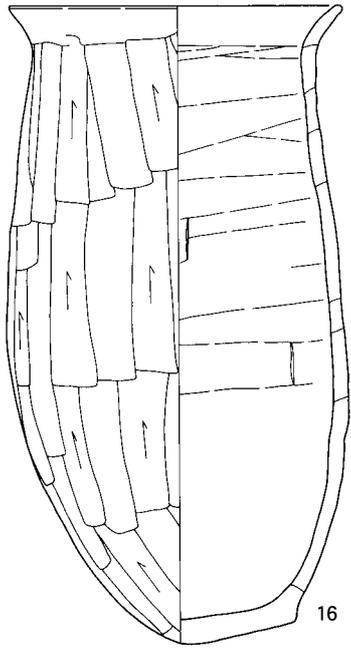


第4号住居址

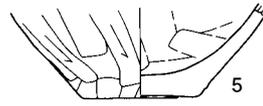
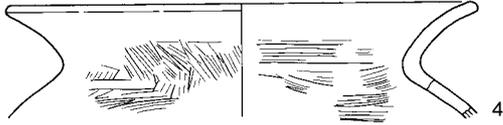
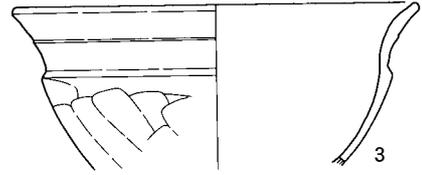
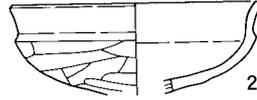
第19图 第1・2・3・4号住居址出土遺物



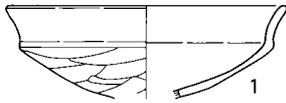
第20图 第5号住居址出土遺物(1)



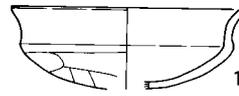
第21图 第5号住居址出土遺物(2)



第6号住居址



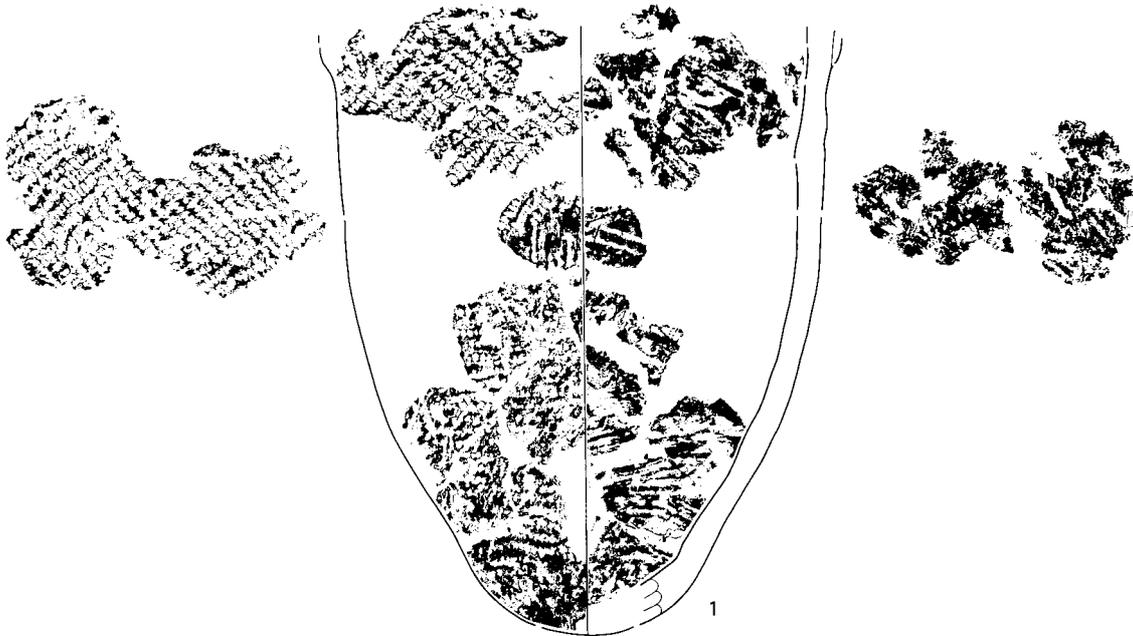
第7号住居址



第8号住居址

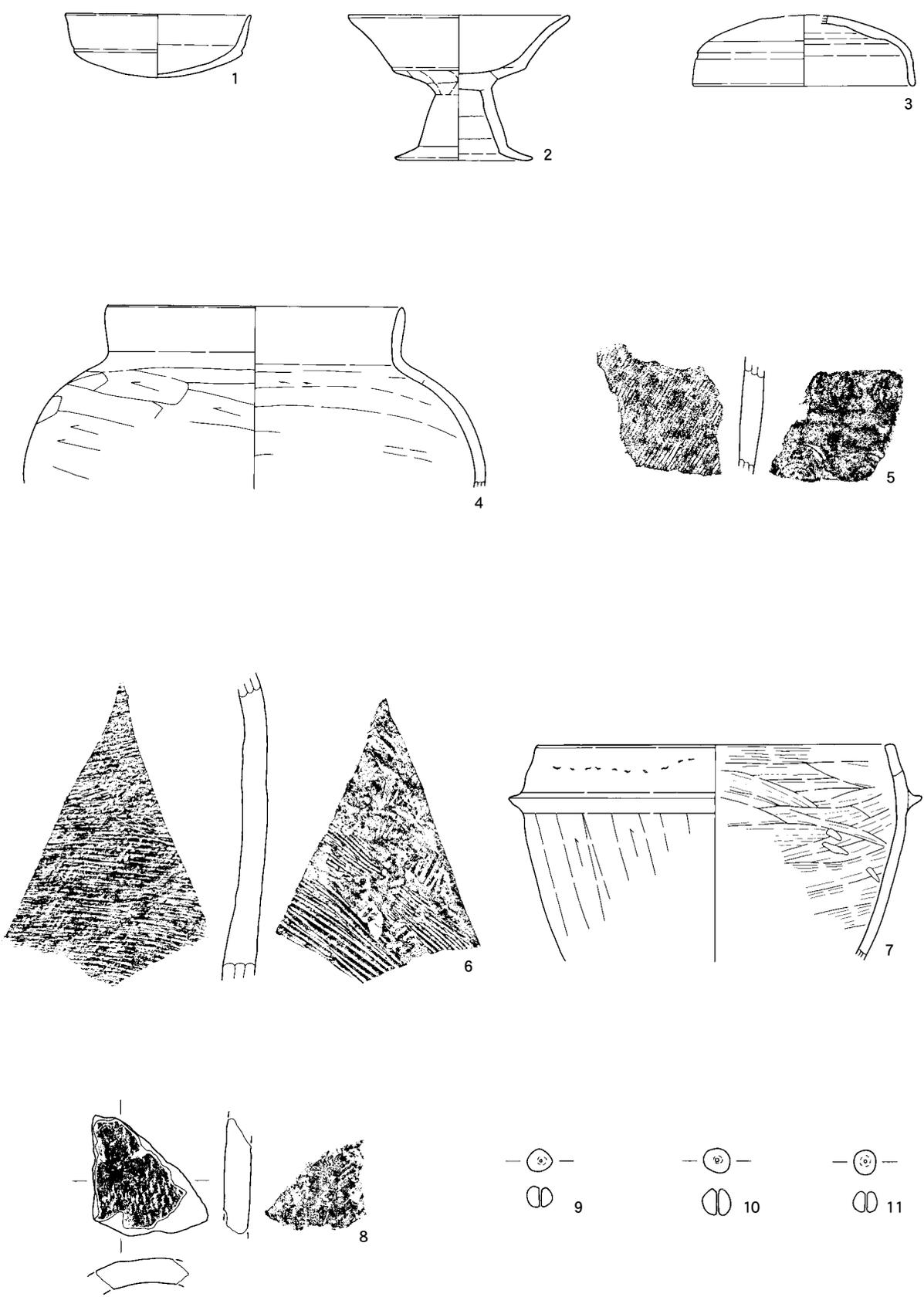


第9号住居址



第14号土壙 (SK14)

第22图 第6・7・8・9号住居址・第14号土壙出土遺物



第23図 諏訪平遺跡C地点遺構外出土遺物

第1表 1号住居跡出土遺物観察表

No.	器種	法量(cm)	調整・施文手法の特徴	①胎土 ②色調	残存度	注記	備考
1	土師器 土師杯	口径 14.6 底径 — 器高 4.9	外—口縁部ヨコナデ。体部～底部ヘラケズリあるが摩滅のため不明瞭。内—口縁部ヨコナデ。体部～底部ナデ。	①チャート・黒色粒 ②内外—橙	1/2	フク土	
2	土師器 土師杯	(14.6) 口径 — 底径 — 器高 4.6	外—口縁部ヨコナデ。体部～底部ヘラケズリ。内—口縁部ヨコナデ。体部～底部ナデ。	①チャート・黒色粒 ②内外—灰黄	1/3	フク土	
3	土師器 土師杯	(16.9) 口径 — 底径 — 器高 (4.0)	外—口縁部ヨコナデ。体部～底部ヘラケズリ。内—口縁部ヨコナデ。体部～底部ナデ。	①チャート・石英・白色粒 ②内外—明赤褐	1/4	フク土	
4	土師器 土師甕	口径 — 底径 9.0 器高 —	外—胴部下端ナデ・指頭圧痕。底部ナデ。内—底部ヘラナデ。	①片岩・粗砂粒 ②外—にぶい橙 内—にぶい黄褐	底部	フク土	

第2表 2号住居跡出土遺物観察表

No.	器種	法量(cm)	調整・施文手法の特徴	①胎土 ②色調	残存度	注記	備考
1	土師器 土師杯	口径 13.6 底径 — 器高 4.7	外—口縁部ヨコナデ。体部～底部ヘラケズリ。内—口縁部ヨコナデ。体部～底部ナデ。	①チャート・黒色粒 ②内外—明赤褐	完形	No.23	
2	土師器 土師杯	口径 15.4 底径 — 器高 4.5	外—口縁部ヨコナデ。体部～底部ヘラケズリ。内—口縁部ヨコナデ。体部～底部ナデ。	①微砂粒・黒色粒 ②内外—明赤褐色	完形	No.20	
3	土師器 土師杯	口径 14.8 底径 — 器高 4.7	外—口縁部ヨコナデ。体部～底部ヘラケズリ。内—口縁部ヨコナデ。体部～底部ナデ。	①チャート・黒色粒 ②外—橙 内—明黄褐	2/3	No.5	
4	土師器 土師杯	(15.2) 口径 — 底径 — 器高 (4.9)	外—口縁部ヨコナデ。体部～底部ヘラケズリ。内—口縁部ヨコナデ。体部～底部ナデ。	①黒色粒・白色粒 ②内外—橙	1/3	No.7	
5	土師器 土師杯	口径 13.6 底径 — 器高 4.7	外—口縁部ヨコナデ。体部～底部ヘラケズリ。内—口縁部～体部ヨコナデ。底部ナデ。	①黒色粒・白色粒 ②外—黒褐 内—赤褐	ほぼ完形	No.24	外面黒色処理。

第3表 3号住居跡出土遺物観察表

No.	器種	法量(cm)	調整・施文手法の特徴	①胎土 ②色調	残存度	注記	備考
1	土師器 土師杯	口径 13.5 底径 — 器高 4.5	外—口縁部ヨコナデ。体部～底部ヘラケズリ。内—口縁部ヨコナデ。体部～底部ナデ。	①黒色粒・白色粒 ②内外—明赤褐	一部欠損	フク土	
2	土師器 土師甕	(17.2) 口径 — 底径 — 器高 —	外—口縁部木口状工具ナデ。内—口縁部ヨコナデ。頸部に指頭圧痕。	①片岩・チャート ②内外—にぶい褐	口縁部片	フク土	

第4表 4号住居跡出土遺物観察表

No.	器種	法量(cm)	調整・施文手法の特徴	①胎土 ②色調	残存度	注記	備考
1	土師器 土師杯	口径 14.2 底径 — 器高 4.7	外—口縁部ヨコナデ。体部～底部摩滅のため調整不明瞭。内—口縁部～体部ヨコナデ。底部ヘラナデ。	①黒色粒・白色粒 ②外—明赤褐 内—橙	4/5	No.6	
2	土師器 土師杯	口径 14.4 底径 — 器高 4.4	外—口縁部ヨコナデ。体部～底部ヘラケズリ。内—口縁部～体部ヨコナデ。底部ナデ。	①石英・黒色粒 ②内外—明赤褐	4/5	No.5	
3	土師器 土師甕	口径 17.6 底径 5.7 器高 29.7	外—口縁部ヨコナデ。胴部・底部ヘラケズリ。内—口縁部ヨコナデ。胴部～底部ヘラナデ。	①片岩・粗粒チャート ②内外—にぶい褐	5/6	No.7	
4	土師器 土師甕	口径 24.5 底径 8.2 器高 22.4	外—口縁部ヨコナデ。胴部ヘラケズリ後ナデ、粗雑なミガキ。把手部ナデ。内—口縁部ヨコナデ、胴部ナデ、不明瞭だが粗雑なミガキ。	①黒色粒・白色粒 ②外—明赤褐 内—オリーブ黒	1/2	No.4・7	内面黒色処理。胴部中位に把手。

第5表 5号住居跡出土遺物観察表

No.	器種	法量(cm)	調整・施文手法の特徴	①胎土 ②色調	残存度	注記	備考
1	土師器 土師杯	口径(13.2) 底径— 器高4.3	外—口縁部ヨコナデ。体部～底部ヘラケズリ。内—口縁部ヨコナデ。体部～底部ナデ。	①黒色粒・白色粒 ②内外—橙	1/2	No.12	
2	土師器 土師杯	口径(13.2) 底径— 器高3.7	外—口縁部ヨコナデ。体部～底部ヘラケズリ。内—口縁部ヨコナデ。体部～底部ナデ。	①黒色粒・白色粒 ②内外—橙	1/2	フク土	
3	土師器 土師杯	口径15.0 底径— 器高5.1	外—口縁部ヨコナデ。体部～底部ヘラケズリ。内—口縁部～体部ヨコナデ。底部ナデ。	①チャート・黒色粒 ②内外—明赤褐	一部欠損	No.5・13	
4	土師器 土師杯	口径14.0 底径— 器高4.9	外—口縁部ヨコナデ。体部～底部ヘラケズリ。内—口縁部～体部ヨコナデ。底部ヘラナデ。	①片岩・チャート ②外—にぶい黄褐 内—にぶい褐	完形	No.18	
5	土師器 土師杯	口径(12.0) 底径— 器高4.6	外—口縁部ヨコナデ。体部～底部ヘラケズリ。内—口縁部～体部ヨコナデ。底部ナデ。	①チャート・黒色粒 ②外—にぶい赤褐 内—赤褐	1/4	フク土	
6	土師器 土師碗	口径(11.4) 底径6.2 器高5.7	外—口縁部ヨコナデ。体部ヘラケズリ。底部ヘラケズリ後ナデ。内—口縁部ヨコナデ。体部～底部ヘラナデ。	①片岩・チャート ②内外—にぶい褐	1/5	フク土	
7	土師器 土師碗	口径12.6 底径— 器高6.3	外—口縁部粗雑なヨコナデ。体部～底部ヘラケズリ。内—口縁部～底部粗雑なナデ。	①片岩・チャート ②外—暗灰黄 内—灰黄褐	ほぼ完形	No.24	
8	土師器 土師鉢	口径12.8 底径— 器高—	外—口縁部ヨコナデ。胴部摩滅のため調整不明瞭。内—口縁部～胴部ナデ。	①チャート・黒色粒 ②内外—橙	上半部	フク土	
9	土師器 土師甕	口径— 底径— 器高4.8	外—胴部・底部ヘラケズリ。内—胴部～底部ナデ。	①チャート・黒色粒 ②外—にぶい黄褐 内—にぶい褐	胴部下位～底部 1/2	No.6	
10	土師器 土師甕	口径19.3 底径6.7 器高16.3	外—口縁部ヨコナデ。胴部ヘラケズリ。底部ヘラケズリ後ナデ。内—口縁部ヨコナデ。胴部ヘラナデ。底部摩滅のため調整不明瞭。	①チャート・石英 ②内外—明赤褐	完形	No.19	
11	土師器 土師甕	口径17.3 底径4.5 器高33.3	外—口縁部ヨコナデ。胴部・底部ヘラケズリ。内—口縁部ヨコナデ。胴部～底部ヘラナデ。	①片岩・チャート ②内外—明赤褐	ほぼ完形	カマド右 カメNo.2	内面胴部中位～底部に黄白色物付着。
12	土師器 土師甕	口径16.5 底径6.0 器高33.6	外—口縁部ヨコナデ。胴部・底部ヘラケズリ。内—口縁部ヨコナデ。胴部～底部ヘラナデ。	①片岩・チャート ②内外—橙	完形	カマド右 カメNo.1	内面胴部中位～底部に黄白色物付着。
13	土師器 土師甕	口径(14.0) 底径9.1 器高33.1	外—口縁部ヨコナデ。胴部ヘラケズリ。底部ナデ。内—口縁部ヨコナデ。胴部～底部ヘラナデ。	①片岩・粗粒チャート ②内外—明赤褐	1/2	No.5	
14	土師器 土師甕	口径16.5 底径6.2 器高33.5	外—口縁部ヨコナデ。胴部ヘラケズリ。底部ヘラケズリ後ナデ。内—口縁部ヨコナデ。胴部～底部ヘラナデ。	①片岩・チャート ②外—にぶい褐 内—橙	3/4	No.4	
15	土師器 土師甕	口径19.1 底径7.5 器高36.1	外—口縁部ヨコナデ。胴部ヘラケズリ。底部ヘラケズリ後ナデ。内—口縁部ヨコナデ。胴部～底部ヘラナデ。	①片岩・粗粒チャート ②内外—にぶい黄橙	一部欠損	カマド左 カメNo.4	内面胴部の一部に黄白色物付着。
16	土師器 土師甕	口径17.5 底径5.9 器高33.7	外—口縁部ヨコナデ。胴部・底部ヘラケズリ。内—口縁部ヨコナデ。胴部ヘラナデ。底部ナデ。	①片岩・粗粒チャート ②内外—橙	ほぼ完形	カマド左 カメNo.3	内面胴部中位に黄白色物、下位～底部に黒色物付着。
17	土師器 土師甕	口径(21.1) 底径— 器高—	外—口縁部ヨコナデ。胴部ヘラケズリ。内—口縁部ヨコナデ。胴部ヘラナデ、中位以下は摩滅。	①片岩・チャート ②外—にぶい褐 内—明赤褐	口縁～胴部 1/5	No.12	
18	土師器 土師甕	口径(24.0) 底径8.4 器高30.8	外—口縁部ヨコナデ。胴部ヘラケズリ。内—口縁部ヨコナデ。胴部ヘラナデ後粗雑なミガキ。	①片岩・チャート ②内外—明赤褐	2/3	貯蔵穴 No.1・2	
19	土師器 土師甕	口径(12.8) 底径— 器高—	外—口縁部ヨコナデ。胴部ヘラケズリ。内—口縁部ヨコナデ。胴部ヘラナデ。	①チャート・黒色粒 ②外—灰 内—暗灰黄	口縁～胴部上位 1/4	No.8	
20	土師器 土師甕	口径(32.0) 底径— 器高—	外—口縁部ヨコナデ。内—口縁部上位ナデ、下位ヘラナデ。	①片岩・チャート ②外—にぶい黄褐 内—にぶい褐	口縁部片	フク土	
21	須恵器 (瓶)	口径— 底径— 器高—	外—カキ目。内—回転ナデ。	①黒色粒・白色粒 ②外—暗灰黄 内—灰オリーブ	胴部片	フク土	
22	須恵器 土師甕	口径— 底径— 器高—	外—一部擬格子目状の平行叩き、横線状のナデ。内—同心円状の当具痕。	①黒色粒・白色粒 ②外—灰 内—灰白	胴部片	No.16	
23	白玉	径：1.0×1.0cm 厚さ：0.6cm 孔径：0.2cm 重さ：0.94g	石材：滑石	完形	No.18		
24	白玉	径：0.9×0.95cm 厚さ：0.7cm 孔径：0.25cm 重さ：1.05g	石材：滑石	ほぼ完形	No.19		
25	白玉	径：1.1×1.15cm 厚さ：1.0cm 孔径：0.3cm 重さ：2.12g	石材：滑石	一部欠損	No.13		
26	白玉	径：1.3×1.25cm 厚さ：0.2cm 孔径：0.3cm 重さ：0.52g	石材：粘板岩	完形	No.3		

第6表 6号住居跡出土遺物観察表

No.	器種	法量(cm)	調整・施文手法の特徴	①胎土 ②色調	残存度	注記	備考
1	土師器 師環	口径(12.9) 底径— 器高—	外—口縁部ヨコナデ。体部ヘラケズリ。内—口縁部～体部ヨコナデ。	①黒色粒・白色粒 ②外—にぶい黄橙 内—にぶい黄褐	1/4	カマド No.3	内外面に煤付着
2	土師器 師環	口径(13.2) 底径— 器高—	外—口縁部ヨコナデ。体部～底部ヘラケズリ。内—口縁部ヨコナデ。体部ナデ。底部は器面荒れ調整不明瞭。	①微砂粒・黒色粒 ②内外—橙	1/4	フク土	
3	土師器 大形鉢	口径(21.1) 底径— 器高—	外—口縁部ヨコナデ。体部ヘラケズリ後ナデ。内—口縁部ヨコナデ。体部は摩滅のため調整不明瞭。	①チャート・黒色粒 ②内外—にぶい黄橙	口縁～体部片	No.10	
4	土師器 甕	口径(24.7) 底径— 器高—	外—口縁部上位ヨコナデ。口縁部下位～胴部ハケ目。内—口縁部上位ヨコナデ。口縁部下位～胴部ハケ目。	①片岩・チャート ②外—灰 内—黒褐	口縁～胴部上位片	No.12	
5	土師器 甕	口径— 底径6.1 器高—	外—胴部ヘラケズリ。底部ヘラケズリ後ナデ。内—胴部～底部ヘラナデ。	①片岩・チャート ②内外—にぶい赤褐	胴部下位～底部	カマド No.6	

第7表 8号住居跡出土遺物観察表

No.	器種	法量(cm)	調整・施文手法の特徴	①胎土 ②色調	残存度	注記	備考
1	土師器 師環	口径(12.3) 底径— 器高—	外—口縁部ヨコナデ。体部～底部ヘラケズリ。内—口縁部ヨコナデ。体部～底部ナデ。	①片岩・チャート ②外—橙 内—にぶい褐	1/6	フク土	

第8表 9号住居跡出土遺物観察表

No.	器種	法量(cm)	調整・施文手法の特徴	①胎土 ②色調	残存度	注記	備考
1	土師器 甕	口径— 底径5.7 器高—	外—胴部・底部ヘラケズリ後ナデ。内—胴部～底部ヘラナデ。	①片岩・チャート ②外—灰 内—灰黄褐	底部	No.3	

第9表 グリッド・遺構外出土遺物観察表

No.	器種	法量(cm)	調整・施文手法の特徴	①胎土 ②色調	残存度	注記	備考
1	土師器 師環	口径(12.5) 底径— 器高4.3	外—口縁部ヨコナデ。体部～底部摩滅のため調整不明瞭。内—口縁部～底部摩滅のため調整不明瞭。	①片岩・チャート ②内外—橙	1/3	—	
2	土師器 師環	口径(14.5) 底径— 器高—	外—口縁部ヨコナデ。体部～底部ヘラケズリ。内—口縁部ヨコナデ。体部～底部ナデ。	①チャート・黒色粒 ②内外—橙	1/3	炉址2号 No.6	7号住炉
3	土師器 高坏	口径(14.9) 底径(9.3) 器高10.0	外—口縁部～裾部摩滅のため調整不明瞭だが、坏底部にヘラケズリ痕。内—坏部・裾部摩滅のため調整不明瞭。脚部ヘラケズリ。	①チャート・黒色粒 ②内外—明赤褐	2/3	—	
4	土師器 短頸壺	口径(20.0) 底径— 器高—	外—口縁部ヨコナデ。胴部ヘラケズリ。内—口縁部ヨコナデ。胴部ヘラナデ。	①片岩・チャート ②外—にぶい赤褐 内—褐灰	口縁～胴部上位 1/4	E-7G・ D-7G	
5	須恵器 蓋	口径(15.0) 底径— 器高—	外—ロクロ整形。天井部回転ヘラケズリ。内—ロクロ整形。	①チャート・黒色粒 ②内外—灰	1/7	D-7G	
6	須恵器 甕	口径— 底径— 器高—	外—平行叩き。内—同心円状の当具痕後ナデ。	①粗粒チャート・黒色粒 ②内外—灰	胴部片	フク土	
7	須恵器 甕	口径— 底径— 器高—	外—平行叩き。一部擬格子目状。内—平行当具痕。一部に同心円状当具痕。	①チャート・黒色粒 ②外—暗青灰 内—灰	胴部片	スワ16	
8	羽釜	口径(24.5) 底径— 器高—	外—口縁部ヨコナデ。胴部ヘラケズリ後ナデ。内—口縁部～胴部木口状工具ナデ。	①微砂粒・黒色粒 ②外—にぶい黄褐 内—灰黄褐	口縁～胴部上位片	—	
9	平瓦	口径— 底径— 器高—	凸面—縄叩き文後ナデ。凹面—布目圧痕。	①チャート・石英・黒色粒 ②凸—灰黄 凹—にぶい黄	破片	D-7G	
10	土玉	径：0.7×0.8cm 厚さ：0.75cm 重さ：0.56g 色調：にぶい黄褐			完形	D-7GN01	
11	土玉	径：0.8×0.9cm 厚さ：0.7cm 重さ：0.62g 色調：灰黄褐			完形	D-7GN03	
12	土玉	径：0.9×0.8cm 厚さ：0.9cm 重さ：0.91g 色調：にぶい黄褐			完形	D-7GN02	
13	縄紋土器 深鉢	口径— 底径— 器高—	外—口縁部に隆線を廻らせ、0段多条の異方向縄紋施紋後、一部に条痕紋。内—一条痕紋。	①繊維・チャート ②外—にぶい褐 内—にぶい黄橙	胴部片	スワ平C	SK-14



第24図 諏訪平遺跡と那珂郡周辺の遺跡 (1/50000)

第Ⅳ章 古代那珂郡の開発と弘紀郷

－ 松久丘陵周辺の開発と身馴川灌漑（試論）－

はじめに

地域史の分析を進めていく上で、史料制約の大きい古代～中世成立期の在地社会の問題に接近することは、一つの困難な試みともいえるものである。しかし、これらの問題は、在地社会の動きを中央の政治史的な動向の中に吸収しえない地域の個別的な性格を帯びた問題として捉えるならば、各々の地域においては回避することのできない課題であるといっていよいであろう。したがって、これらの問題への接近のためには、この地域における史料制約を克服する方法が試行されなければならないといっていよい。

研究の現状

この地域における古代から中世成立期の問題については、すでに児玉郡における開発と水利権の変遷の問題について「古代児玉郡の土地利用と村落の変貌」（鈴木1984）において概観したことがある。また、那珂郡については灌漑と在地信仰の問題を軸に据え検討を加えた旧稿「古代那珂郡の水利灌漑と在地信仰」（鈴木1987）があるとはいえ、「那珂郡」と「児玉郡」あるいはその他の区域との対比において、その検討は極めて不十分であり、中世成立期の在地社会の実像への接近はいまだ果たしえないのが実情であるといっていよい。しかし、近年、発掘調査等の進展によってより一定の具体的に検討が可能となったところから、ここではこれらの資料を加え、那珂郡における土地利用と灌漑形態の推移について秋山地区をはじめとする松久丘陵を中心に、旧稿（鈴木1987）を補いながら再論してゆきたい（註1）。

本章の課題

本章では、秋山諏訪平遺跡およびその周辺地域における遺跡それぞれの、地域における地位について明らかにしようと試みるとともに、古代那珂郡および児玉郡におけるかつて「身馴川」と呼ばれたみなれがわ小山川の位置を、この地域に残された資料とともに伝承や伝説を分析することによって、灌漑と信仰の両面から捉え、これらの変遷を辿りながら、古代から中世における身馴川の社会的経済的な位置および村落形成期の輪郭に接近して行こうとするものである（註2）。史料制約のある地域史を捉える上では、地域社会で育まれた「伝統」を歴史的に捉え返し位置づけることによって、地域の伝承のもつ意義を垣間見ようとする試みもまた必要であろう。本章は、「九郷用水」灌漑区域と、身馴川灌漑区域を対比することによって、この二つの灌漑区域のあり方を分析し、この二つの区域の古代から中世成立期の様相の一端を探ろうとするひとつの試みである。

1. 古代那珂郡の灌漑と開発

a. 古墳群の分布と灌漑単位

秋山諏訪平遺跡の位置する身馴川右岸の本庄市児玉町秋山地区は、旧武蔵国那珂郡に相当する区域である。この身馴川の南側の区域には、秋山古墳群、広木大町古墳群が身馴川に沿って列状に分布し、身馴川南岸での独自の墓域を形成しているようである。また旧那珂郡内においては古墳群の分布が、天神川水系の諏訪山や山崎山と呼ばれる残丘を中心とする区域と、白石古墳群・大仏古墳群・羽黒山古墳群・駒衣古墳群のような松久丘陵に、それぞれ分布の集中が認められる。このように旧那珂郡に位置する古墳群は、大きく見ると天神川水系の諏訪山・山崎山丘陵の古墳群と松久丘陵に分布する古墳群および身馴川に

沿った志戸川水系の古墳群に大別することができる。これらの古墳群に対応する集落域を特定することは困難であるが、おそらくこの三つの大きな区域を基礎に那珂郡が建郡されたものであると考えてよいであろう。

周辺の耕作地

このように考えるならば、秋山諏訪平遺跡は、広義の志戸川水系に位置する遺跡と捉えることができる。しかし、本遺跡の周辺は、今日は水田地帯であるが、北側に広木大町古墳群が位置しているところから、古墳時代以降においては今日のように広域に水田が形成され中核的な耕作地として位置づけられていたと考えることはできないであろう。また、この児玉町秋山大町から美里町広木大町の区域は、身馴川に近く礫まじりの土壌であるところから、この身馴川氾濫原を中心に古墳群が形成されたものと見做してよいであろう。なお、秋山諏訪平遺跡の南側の狭隘な谷戸には、丘陵部の湧水を集めた細流があり古くから水田として利用されていた様子が窺えるが、その可耕面積は少ない。また、秋山諏訪平遺跡D地点やE地点また秋山大町遺跡においては、それぞれ湧水利用のための溜井が検出されており、生活用水とともに灌漑に用いられたと考えることができるが、基本的にこの区域が河川灌漑ではなく湧水灌漑にかかる比較的小規模な水田地帯であったと考えてよいであろう（註3）。

那珂郡の灌漑区域

このように身馴川右岸の旧那珂郡の区域では、大きく見ると先に見たように天神川と志戸川の水系および身馴川の灌漑区域という三つの単位を認めることができる。このうちでも古代祭祀の中心は、天神川流域のコブヶ谷戸祭祀遺跡（小沢1960）が先行し、志戸川流域の式内社^{みか}麩麩神社がその後に中心となった過程を窺うことができるであろう。しかし、その志戸川流域として区分しえる区域の内部には、松久丘陵に沿った谷戸の湧水と溜井灌漑区域も認めることができる点にも注意しておく必要がある。本遺跡の周辺は、このうちでも谷戸の湧水および溜井灌漑にかかる区域であり、低台地部に秋山大町遺跡、広木大町遺跡（小淵他1980）が、台地部に^{みか}麩麩神社前遺跡（中村他1980）が、丘陵部には秋山東遺跡（恋河内他1987）、広木上宿遺跡（山本1996）、秋山郷戸遺跡等の古墳時代後期～平安時代の集落跡が位置している。

ともあれ、身馴川の南側の右岸の区域には、秋山古墳群、広木大町古墳群が隣接して分布し、身馴川南岸での独自の生活圏を形成しているようである。これに対して、身馴川の北側の左岸の区域には、長沖古墳群、下町・大久保古墳群、生野山古墳群、塚本山古墳群が身馴川に沿って分布しており、女堀川流域の自然堤防の集落とその後背湿地と共にひとつの生態的な居住型を成しているものと考えられるものである。このような古墳時代以来の身馴川を境界とする生活圏の違いは、身馴川に表流水量が少なく、また灌漑に用いられるところの地下水位が相対的に低く、幾分標高の低い右岸に位置する南側の区域においてはこれを利用することができるが、左岸の区域においては取水が困難であり、ほとんど利用されていないという大きな相違点がある。

灌漑の単位

この旧那珂郡に相当する身馴川（現小山川）灌漑区域は、志戸川や天神川の灌漑区域とは独立的な独自の水系であり、身馴川の伏流水を利用して条里水田を灌漑するものである（鈴木1987）。このようにこの旧那珂郡地域には、身馴川流域およびその灌漑区域・志戸川流域・天神川流域および合流点以下の志戸川の流域区域の三つの単位と本遺跡周辺のような丘陵部付近の湧水灌漑区域を認めてよいであろう。

b. 古代の那珂郡と郷

古代「那珂郡」の形成を考える上では、飛鳥京跡から発見された「无耶志国仲評中里布奈大贄一斗五升」と記された木簡に注目すべきである。この木簡は、飛鳥浄御原段階には、後の「那珂郡」が、すでに「仲評」として編成されていたことを示している。この「仲評中里」は、児玉郡美里町中里附近と推定されるが、この「中里」は里から郷への変化を考えるならば、後の「那珂郷」に相当するものと考えてよいであろう。那珂郡が仲評として編成されていたことから、おそらく後の「児玉郡」や「加美郡」も「評」として編成されていたことが窺える。また、深谷市中宿遺跡（鳥羽1995）から検出された建物群は、榛沢郡「正倉」跡とされ、その形成期が7世紀末葉と推定されているところから、「榛沢評」の存在も予想される。集落設営の或る段階が、飛鳥浄御原段階に相当する可能性も検討すべきであろう。しかし、全てがこのような政治的な編成の画期に対応するかどうかは、今暫くの詳細な検討を経る必要があるだろう。ちなみに、「榛沢郡衙」と関連すると考えられる深谷市熊野遺跡は、この正倉跡群の形成より遡ることが確認されているようである。

那珂郡の郷

『和名類聚抄』に記載されている古代那珂郡には、那珂郷・水保（水保）郷・中澤郷・弘紀郷の四つの郷が知られている。それぞれの比定地は明らかではないが、秋山諏訪平遺跡のある秋山地区は、このうちどの郷に比定されるのであろうか。和名抄等で知られている古代那珂郡における四つの郷のうち、那珂郷については、先にみた木簡に記載された中里および郡衙が所在したと推定される「古郡」が比定され、天神川水系がおおむねこれに相当すると推定される（註4）。水保郷ないしは水保郷については、『大日本地名辞書』によれば古郡および東児玉に比定されているが、古郡については那珂郷に比定しえるところから、おおむね身馴川による灌漑区域が相当するものと考えておきたい。また、中澤郷については秋山字中澤に関連して秋山地区に比定する考案もあるが、秋山地区は広木に接しているとともに、今日までに知られている古代集落は比較的小規模であり、中澤の字名は中世の中澤氏との関連が予想しえるところから、ここでは後述する中澤氏の本貫地のある駒衣や大仏等の志戸川水系の区域に比定しておきたい。ちなみに、大仏廃寺の近傍の駒衣に所在する美里町北貝戸遺跡（長滝他2006）では、詳細な点には不明な部分が残されるものの、奈良時代と推定される掘立柱建物群を含む遺構群が検出されていることにも注目しておきたい。また、この北貝戸遺跡に程近い美里町木部原遺跡（中沢1996）では、掘立柱建物跡群や銅椀が検出されるなど、この周辺が那珂郡の中心のひとつであったと推定されている。

弘紀郷の位置

以上のように考えるならば、旧稿（鈴木1987）で推定したように弘紀郷については、広木および秋山の地に比定することができるであろう。したがって秋山諏訪平遺跡周辺は、弘紀郷を構成する集落の区域として位置づけることができる。しかし、秋山大町から広木大町の区域は、先に見たように身馴川の氾濫原に近く、耕地として主要な区域を占めていたとは考えることは難しい。なお、古墳時代後期において集落の密集したこの区域も、奈良時代の集落跡は比較的小規模である。しかし、東小平地区においては大形の塔心礎をもつ塔跡を伴う中山寺院跡が建立されており、在地社会に財力を蓄積した階層が形成されていたことにも注意されなければならない。この地区は、奈良時代においては集落が幾分衰退するものと推定されるが、平安時代においては再び集落形成が活発となるようである。

なお、「那珂郡」の郷について考える上では、承和十年（843年）「戸口増益」により小

郡から下郡となり一郷が新設されたことが知られている点に注意しておくべきであろう。この新設された郷が、先の四郷のうちどの郷に相当するかは明らかではない。なお、「戸口増益」によって郡司一人の増員がはかられたことが知られており、この時期には郡司層が律令的な関係の再編強化による段階にあったことが推定される。ともあれ、この承和十年に新しく設置された郷は、伝統的な灌漑区域ではなく後発的に開発が行われたと考えられる広木地区や秋山地区を中心とした丘陵部と溜井・溜池灌漑にかかる区域である可能性を認めるべきであり、「戸口増益」の前提に広木に所在する摩訶池の大規模な改修を伴う開発があったと考えるならば、この郷は「弘紀郷」である可能性が高いであろう。^{みか} 貳麤神社は、古代的な律令的観念を担っており、大きな灌漑面積を有している摩訶池のほりにあり、この位置が弘紀郷であると考えられる美里町大字広木に所在するところから、この区域は、平安時代ごろより急速に勢力をつけたと考えることができる。このように考えるならば、新しくできた「弘紀郷」は、おそらく「中澤郷」の領域および「水保郷」の一部の区域の住民を加えて設置されたものである可能性を認めることができるであろう。

トネ山とトネ屋敷 この弘紀郷の成立を考えるうえで注目されるのは、広木にある常福寺の前身である「弘紀山龍華院」の旧位置であるとされる常福寺の背後にある「トネ山」であり、従来「檜隈舎人石前」にかかるトネリのトネと関連のある地名であると考えられてきたものである。また、この「トネ山」の麓下、常福寺西側の「御所の内」に位置する館跡を「トネ屋敷」と呼び、この檜隈舎人石前の邸宅跡と推定されている。しかし、この館跡は基本的に中世初期の単郭の方形館の形態を採っていることからみても、そのまま古代まで遡るものとは考え難く、その形成時期については再検討されなければならない。ここで敢えてトネの意味を考えるならば、このトネは「舎人」のトネではなく「刀禰」に相当するものと考えることができよう。この刀禰は、土地保証・検断・勸農・祭式等在地の村落的諸機能を現実に把握している者とされており、11世紀代には、開発の主動力となっていたことが知られている。農村の刀禰の出自については、「国衙の下級人・郡司代、地方神社の神主・祝・禰宜、僧侶が多い」（秋宗1961）とされており^{みか} 貳麤神社との関わりも想起される。

中世の寺院跡 ともあれ、この「トネ山」には、小型宝塔が出土し、また中世の基壇状遺構や掘立柱建物が検出されている広木上宿遺跡（山本1996）が位置していることに注目しておくべきであろう。この遺跡から検出された基壇状遺構は、浅間山系B軽石（As-B）降下以降の造成であることが確認されており、出土瓦等から12世紀から14世紀前半を前後する時期に造営されていたと推定されている。また、密教的な性格を窺わせる5基の小型宝塔は、漆箱に収められて土壇に埋納されていた。この中世寺院は、やはり先の常福寺の旧寺地と伝えられている「弘紀山龍華院」の存在とも関連して注目しておくべきであろう。ともあれ、広木や秋山を中心とした丘陵部の区域は古代においても一定の開発が認められるとはいえ、平安時代に入って急速に開発が進展し、中世前半期には寺院が造立されるような区域に相当している。

2. 那珂郡弘紀郷と中澤氏

a. 中世の那珂郡と中澤氏

水殿瓦窯跡 中世の那珂郡については、この広木上宿遺跡（山本1996）の存在とともに、鎌倉二階堂の永福寺と同範の瓦を焼成した水殿瓦窯跡（丸山1990）の存在も注目しておくべき点であ

る。なお、この瓦窯跡は4基並列して瓦窯が存在しており小規模な生産であったとすることはできないであろう。この水殿瓦窯跡で生産された永福寺と同範の瓦は、寛元・宝治年間（1234～1248年）の修理にかかる差し替え瓦であることを考えるならば、永福寺の修理についてこの地域との緊密なつながりが予想されるべきであり、このことから推定するならば、この地に瓦窯の操業に関与した鎌倉との緊密な関係をもった在地領主が存在していたことを想起させるものである。この水殿瓦窯跡のある美里町大字沼上は、那珂郡の水源地の近傍に位置し、児玉党系在地領主群との関連を予想することは難しく、中澤氏の本貫地に近接する場所であることに注目すべきであろう。中澤氏は、この地域の在地首長の系譜をひく領主層であると考えられることができるが、この水殿瓦窯跡の確認されている操業時期は、中澤基政の丹波国大山庄の地頭補任後に相当していると考えられることにも注意しておきたい。

ちなみに、児玉党系在地領主である「児玉氏」は、身馴川（現小山川）を挟んだ対岸の本庄市児玉町児玉の区域にその本貫地が相当しており、その経済基盤となった領域が身馴川左岸および丘陵部に相当している。また、天神川流域を中心に猪俣党系在地領主層の分布が推定されているが、本遺跡周辺の区域はこれらの在地領主群とは独立した独自の領域であったと推定することができる。この区域については、中澤氏の存在に着目し、その領域であると推定したところである（鈴木1987）。

中澤氏の本貫地

東寺領荘園である丹波国大山庄の地頭として知られている中澤氏は、中澤基政が承久の乱の勲功によって承久三年（1221年）に大山庄の地頭に補任され、仁治二年（1241年）地頭請が成立した。この中澤氏は、明德元年（1390年）の中澤信明讓状に「武蔵国中澤郷内和田村藤三郎入道在家 同田壹町」云々とあり、現在の児玉郡美里町大字駒衣字和田付近が名字の地であったことが推定されている。このように中澤氏の本貫地と推定される「和田村」等の関連を考慮するならば、この区域が西遷以前においては中澤氏にかかる領域であったと考えてよいであろう。また、那珂郡には中澤基政の西遷以後においても、その一族が居住していたことが知られている。

広木と中澤氏

14世紀中葉頃に編纂された『空華集』には、中澤広木常^{きゅう}麻が広木に居住していたことが記されている（湯山1985）。この中澤広木常^{きゅう}麻は、鎌倉府で活躍したとされ、このように中澤氏は、中澤郷はもとより弘紀郷にも影響力を持っていたことが明らかである。したがって、先の広木上宿遺跡の寺院跡は、中澤氏との関連を想起させるものであると言ってよいであろう。また、応永12年（1405年）には、中澤四郎によって「廣木郷秋山村」が押領されたことが知られており、永正12年（1515年）には、中澤郷秋山村の宝光寺に十二天屏風を奉納したことが屏風の裏書によって確認されている。このような中澤氏と児玉町秋山字中澤のつながりを見ると、秋山の「中澤」の地はこのような中澤氏の進出した経緯に基づいてつけられた小字と見做しえるものであり、中澤郷の中心をこの秋山の中澤の地に比定する必要はないであろう。

ちなみにこの秋山地区には、水殿瓦窯跡の出土瓦に後出すると考えられる「徳治貳年般若寺」銘をもつ軒平瓦が葺かれている般若寺跡があり、この寺院も少なくとも徳治二年（1307年）には建立されていたものと考えられることができる。旧稿で触れたように、般若寺については秋山氏との関連も想起されるが、この秋山氏についても中澤氏とのなんらかの関係のあったことも予想しておくべきであろう。

b. 那珂郡衙と弘紀郷

身馴川灌漑区域は、古代あるいは中世成立期にはどのように編成されていたのであろうか。この区域は、児玉郡の中枢に位置づけ児玉氏の本貫地に比定される立場（『本庄市史』通史編Ⅰ）もあるが、すでに見てきたようにこの区域は那珂郡に位置づけるべき区域であり、これらの立場には那珂郡の側からの視点に乏しいといつてよいであろう。また、児玉氏は、生野山丘陵以南の区域を主体的な経済基盤としていたと推定されるものであり、児玉氏が児玉党の他の諸氏と比較して強大な勢力を持っていたものとも考えることも難しい。このことは、児玉党の経済基盤や「党」的な結合のあり方を考える上でも重要な点であると考えるであろう。

郡衙の位置

那珂郡は、天神川水系を中心とする那珂郷、身馴川水系による灌漑区域である水保（水保）郷、志戸川水系を中心とする中澤郷があり、本来那珂郷に相当したと考えられる「古郡」に郡衙があったものと推定しておきたい。しかし、丹党の古郡氏は、建久元年（1190年）に登場するが、この時点において郡衙の故地としての「古郡」という名称となっていたことは、12世紀末にはすでに郡衙が移動した後であったことを推定させるものである。しかし、この12世紀代においてすでに郡衙が消滅していたと考えることは難しいところから、この時点では郡衙は郡内の何処かに移動し、形は変えながらも別の地区に存在していたと考えておくべきであろう。また、先に見たように祭祀の中心は、古墳時代以来盛行していたコブヶ谷戸祭祀遺跡が平安時代に入ると衰退し、天神川流域から志戸川流域の式内社みか顯蕤神社に移ったと考えられることから、在地における宗教的権威と権力の交代が推定される場所である。

なお、志戸川水系の中澤郷に推定される区域には、国分寺創建設期の瓦を葺く大仏廃寺があり、8世紀後半期には寺院が建立されていたことは注意される。大仏廃寺には、差し替え瓦が確認されていないところから長期の存続は考えにくいとはいえ、先に見たように大仏廃寺の近傍には掘立柱建物群等が検出されている北貝戸遺跡や木部原遺跡が位置しており、8世紀後半以降この区域に政治的な中心のひとつが位置していたことが想起されるであろう。また、後の中澤氏が「中澤」の郷名と同一のウジ名をもっていることは、注意されなければならない点である。

弘紀郷の様相

那珂郡においては、天神川流域に猪俣党が分布し、あるいは中澤氏が中澤郷から広木郷に進出して行くことを考えるならば、この古郡氏はこれらの領域内に離れて占拠しており、多少奇異な感じを受ける。ともあれ、このように考えるならば那珂郡においてはく那珂郷→中澤郷→弘紀郷という政治的な中心の移動が想起されるであろう。なお、先に見た広木に所在する常福寺には、貞和六年（1350年）の修理銘をもつ平安後期の仏像があるなど、古い寺院であることが推定される（県史編さん室1984）。しかし、常福寺にはこの仏像があるとはいえ、古代の様相は稀薄であり、寺伝との関連を考えるならば、おそらく広木上宿遺跡に見るように中世初期の開山であると考えることができよう。つまり、先の館址は、奈良時代まで遡らせることには、常福寺の開山由緒と共に無理があり、平安後期以降の成立と考えられるものである。なお、みか顯蕤神社の変化を知る手がかりとして、次の伝説のまつ論理には一定の歴史性が潜んでいると考えられるところから、ひとつの参考となろう。

摩訶の池を造るとき、何度も土手をきづいたが崩壊してしまった。読経や祈祷を行ったが、そのみかかいはなかつた。そのころみか顯蕤神社の神主に神のおつげがあった。そのおつげに

よると「なにに祈祷してもその功はあがらない。ただ人柱として生きた人間二人を埋めるならば、たちどころに成就するであろう。」というので、神主は、土手に穴を掘らせそこに身を投げた。その話を聞いた巫女もまたその穴に飛び込んだ。この人柱のおかげで土手は、固く築かれ摩訶の池は完成したという。

また、常福寺由緒によると、この寺を開山した空興上人が弁財天に祈祷し摩訶般若の秘法を修し、その夢想を得て、山を開き堤防を築いたとされており、この「摩訶般若」からこの池を摩訶の池と称するとしている（注5）。もとよりこれらは史実として捉えるべきものではないが、このような伝説は在地的には反復的に語り継がれたものであり、一定の論理をもっていることに注意されなければならない。このように見るならば、この伝説は律令的な権威から離れることによる、水利権の確保の論理構制をもっていることに注意すべきである。また、あるいはこの常福寺と、先の「トネ屋敷」の関連も伝承の中に残されているところから、常福寺と「トネ屋敷」との関係も考慮しなければならないであろう。ともあれ、以上のように弘紀郷内においても摩訶池にまつわる常福寺を軸とする神仏習合が進行していたことを窺うことができる。

なお、先に見たように摩訶の池に程近い秋山諏訪平遺跡D地点等で複数の溜井が検出されていることに注意しておきたい。おそらく摩訶の池の前身は、このような溜井との関連を考えておく必要があるだろう。ともあれ、9世紀には先の一郷を増設している記事からも、郷はまだ編戸の性格が強固であったと考えることができるが、10～11世紀には、属人的性格とを兼ね備えていたことに注目しておきたい。

身馴川灌漑区域

古代那珂郡における郷は、上述のように推定され、承和十年に中澤郷の縁辺部であった広木・秋山の領域を中心に弘紀郷が設置されたものと考えられる。このように、弘紀郷を中心とすると考えられる区域と身馴川灌漑区域とは水利に関わる別の信仰形態と神仏習合の伝説を有しており、この神仏習合伝説の成立時期がひとつの重要な転換点と考えてよい。この弘紀郷には、すでに見たように中澤氏が居住していることが判明しており、あるいはこの中澤氏との関わりにおいて、この神仏習合説話が形成されていったことはひとつの想定されるべき道筋である。那珂郡に相当する身馴川（現小山川）灌漑区域は、志戸川や天神川の灌漑区域とは独立的な独自の水系であり、旧稿（鈴木1987）で述べたように身馴川の伏流水を利用して条里形の水田を灌漑するものである。また、この身馴川灌漑区域は、天神川流域に中心的に占拠する猪俣党系在地領主層の分布や「九郷用水」の水系を中心に占拠する児玉党系在地領主群の分布域と補完を成すかのように広がっており、これらの在地領主群とは独立した独自の区域であったとすることができる。

3. 身馴川の大蛇 — 地域史研究の模策 —

a. 身馴川灌漑区域と神仏習合

身馴川伏流水灌漑区域のような、「党」的な在地領主群である児玉党や猪俣党が占拠する領域間の空隙は、どのように形成されたのであろうか。ここで、児玉党系在地領主群が、水利権との関わりで金鑽神社を奉斎したように、この身馴川伏流水灌漑区域では、どのような水利の共同性を示す観念が存在したのかを、この地域に伝わる伝承を分析することによって接近してゆきたい。

那珂郡における、この神仏習合期の様相を知る手がかりは多いとはいえないが、次の身

馴川流域、特に児玉町地内や旧東児玉村地内を中心に伝わっている伝説は、その過程を知る貴重な資料であると思われる。次に掲げるテキストは、すでに坂本和俊氏が歴史的に接近しようと試みており、また資料には、柳進（柳1976）、小林初枝（小林1979）、田島三郎（田島1984）の各氏の記録がある。以下に示すテキストは、各氏のテキストを校合したものである（注6）。

身馴川の伝説

- ① 昔、身馴川の十条淵に棲む大蛇が、毎年のように下流の村々の女子供や家畜を食い、農作物を荒し回るので、人々は困っていた。
- ② そのとき、通りかかった蝦夷の地に向かう坂上田村麿將軍に、村人は大蛇を退治してくれるようにたのんだ。
- ③ 田村將軍は、自分の守り本尊である大日如来にゆかりの十二天山に登り、靈地を選び山ごもりをして秘密に僧を招き、37日間夜の護摩修行をして、大蛇退治を祈り、これから56億8千万年の後まで、この山より身馴川の末まで守りたまえとの願をかけた。
- ④ また、北にそびえる赤城明神に、大蛇の退治ができれば、五ヶ所の明神社を建て、七つの薬師様をおまつりすることを誓った。
- ⑤ いく晩かの後、田村麿の夢枕に明神様が現れて、田村麿に三つの玉を授けた。その玉を大蛇の棲む十条淵に投げ入れると、淵の水がみる見る減水し（あるいは濁った水が透き通り）、大蛇は身馴川の上流に逃げていった。（あるいは、殺された。）
- ⑥ そこで、田村麿は、約束どおり五ヶ所の明神（「五所の明神」）を十条、沼上、小茂田、阿那志、古郡に建て、また七つの薬師様をまつった（注7）。
- ⑦ 時は過ぎて、高柳の長泉寺の近くの谷川に、長い間風雨に晒された蛇の骨を寺の弟子が見つけた。これは、むかし田村將軍に殺された大蛇の骨であり、たたりを起こすので寺で供養をした。また、その大蛇の骨のあったところを、骨波田と呼んだ。

伝説の基層

以上の伝説は、ここに掲げた内容の後に、児玉町秋山地区の「風洞」をはじめとする身馴川周辺の地名の由来が数多く付加され盛り込まれている場合が多い。ともあれ、このような坂上田村麿の伝承は、この地域に固有のものではなく、坂本和俊氏が注意されているとおり、東松山市周辺に残されている伝説は著名である。また更に、田村麿が登場する伝説は、中部・関東・東北の各地に残されている点は注意しておかねばならない（注8）。しかしながら、本テキストの基底には、雷神ないしは身馴川の水霊としての大蛇退治の話が横たわっており、〈天一雷〉神信仰との関連を窺い知ることができる（注9）。

当該地域（那珂郡内）における身馴川流域には、龍身・蛇身の神が、身馴川の神ないしは上武山地域に棲む土地神である説話も多く、特に本庄市児玉町小平に残る「岩谷洞の話」の中に登場する「なが虫の長」の話は、山の谷筋に棲む雷神としての長虫（＝蛇）の性格を如実に示している（田島1974）。その伝説の大要は以下のとおりである。

弘法大師が陣見山に真言宗の本山を開山しようと祈祷をおこなっていると、夜中に大雷雨が起こった。まさに洞穴内の護摩火が消えかかったとき、妙令の美女が現れ「私は、この辺りに棲む長虫のおさです。ここに開山するならば、雷雨で毎年この山に戻りひとつづつ山の谷を埋め、死んでいく仲間の血で谷川を赤く染めます。もし願いを聞いてくれるなら私達は、この地方に風も嵐も起こしません。そして里人を平安に暮らせるようにしましょう」と言ったので、弘法大師は開山を諦めた。

この伝説によると、弘法大師がこの地域にくる以前の「長虫」は、「雷電の祠」を住処

とし、雷雲を呼び、河川を荒すが、里人を平安にする能力をもあわせもっていたとされている。ともあれこの能力は、弘法大師の法力を持ってしても防ぐことのできないものであったとされる点が、在地信仰の力強さを物語っている。つまり、この長虫は、山に棲む水霊・土地神としての〔和／荒〕の両義的な性格を備えている（註10）。このような蛇身の土地神については、『常陸風土記』の箭括氏麻多智の開墾にかかわる、蛇身の「夜刀の神」の例からも類推することができるものである。したがって、先の坂上田村麿にまつわる大蛇についての伝説も、このような土地神・水霊と身馴川の治水・統禦にかかわる説話であると考えることが可能であろう。

祭祀遺跡の様相

このような在地的信仰の形態を示すものと考える上で、コブヶ谷戸祭祀遺跡（小沢1960）と亀甲山祭祀遺跡の存在に注目しておきたい。特に天神川水系のコブヶ谷戸祭祀遺跡での祭祀は、古墳時代中期（和泉式期）から始まり古墳時代後期（鬼高式期）で極相となり、平安時代前期（国分式期）頃までその継続が確認しえるもので、天神川流域の集団を中心に祭祀が行われた場所と考えることができる。また、在地首長の祭祀権との関連で捉えるべきものと推定され、律令期においても祭祀行為が継続されている点には注目すべきであろう。このコブヶ谷戸祭祀遺跡は、天神川の分岐点付近にあり、その南側に明瞭な低地帯（現在は水田）を有し、おそらく本遺跡が機能していた当時は猪俣川と天神川本流の白石川の合流点に存在したと推定され、河川の統禦にかかわる水霊信仰に近い形態をとっていたことが推定される。

祭祀の対象

コブヶ谷戸祭祀遺跡は、「コブ石」と遺物群の集中出土する地点との関わりで、陣見山などの山塊を遥拝する形態を採っていたことが推定されており（菅谷1987）、天神川上流域の上武山地方面にその信仰の対象が存在していたものと考えられる。ともあれ、身馴川扇状地に関わる4つの水系のうち、志戸川、天神川本流の白石川、秋山川、小平川などは、陣見山や十二天山を中心とする上武山地東端の山塊をその水源にしていることは、注目しておくべき点であろう。また、このコブヶ谷戸祭祀遺跡は、平安前期までは確実に祭祀の対象となっており、古代那珂郡における祭祀形態を知るうえでの手がかりを提供している。したがってコブヶ谷戸祭祀遺跡は、おそらく菅谷氏の推定するように、陣見山等の上武山地をひとつの対象とする祭祀を行ったものであり、先にみた陣見山に棲む長虫や大蛇のもつ土地神的性格も、この山塊を水源地にもつ那珂郡の古代的な観念であったことを想起させるものである。以上のことから、①、⑤を根幹とする大蛇退治の観念は、この伝説の古層を示すものとして捉えることが可能であろう。また、一方には③のような仏教系、特に密教系と思われる説話があり、真言宗系の説話との類似性を認めることができる。これは、先にみた①、⑤とは別に、このテキストの新層をなしているものと考えられるものである。この二つの系列は、実在的な英雄である坂上田村麿を媒介項として統合され、ひとつの神仏習合説話となっており、それが北向神社の由来になっている点に注目しておくべきであろう（④・⑥）。

b. 小地域圏の形成（村落共同体の成立）

北向神社は、この説話によると北方にある赤城山を遥拝するとされ、そのために北方を向いているのだと説明されている。しかし、神社は、ふつう拝殿の奥に信仰の対象が位置していることが本来の姿であり、遥拝者が赤城山に背を向ける形態をとる北向神社は、む

しろ不自然であり、神社がことさら北向きである必要はない。したがって、あえて「北向き」であるためには、むしろ社殿の南側にその信仰の対象があったと考える方が自然であろう。先の伝承にたちもどるならば、大蛇が逃げて行く身馴川の上流域、あるいは「長虫の長」が棲むとされる、上武山地域が本来の信仰の対象であるとも考えることもできる。上武山地は、那珂郡を灌漑する水源地帯であり、これらの大蛇や長虫の象徴的性格とも矛盾しない。つまり、北向神社は、先の伝承中にも登場する十二天山を始めとする上武山地域をその対象として遥拝するのにふさわしい形態ともいえよう。このような信仰の対象については、先にみたコブヶ谷戸祭祀遺跡の信仰の対象と推定された山塊とも一致しており、旧那珂郡地域では一般的な信仰の対象と考えることができる。また、十二天山の山頂にある十二天社は、後に那珂郡十四ヶ村の惣鎮守となっており、またこの十二天山は、神奈備形の美しい山容をなしている点についても注目されるのである。つまり、先のテキストの①、⑤の古層には、十二天山を中心とする上武山地を信仰の対象とする大蛇の話があり、それがテキストの習合にともなって構造の変化と価値の変換が行われたことを想起させるものである。

ともあれ、伝承における北向神社の由来はいささか唐突ともいえ、これらが田村麿の話によって統合されている点に注意を喚起したい。坂上田村麿は、もちろん在地的な英雄ではなく、中世的な説話には一般的な存在である。例えば、14世紀代に成立したとされる『神道集』収載の「田村丸」が登場する説話より、先のテキストの方が中世的色彩が稀薄である。したがってここでは、在地において伝統的な在地首長的權威の失墜ののちに導入されたものと推定されるが、その成立年代を知る手がかりはない。さらに、⑦については、近世に付加されたものと考えてよいであろう。

北向神社の分布

北向神社の分布を見ると、旧稿で触れたように、これらの村落の形成時期については、文永十一年（1274年）の「金沢文庫文書」の史料によると、「阿奈志村」や「薦田」が記載されていることから、13世紀の後半には、すでにこれらの区域が一定の村落的形態をとっていたことが推定されるのである。ともあれ、北向神社の分布域は、かつて郡衙のあったと推定されている「古郡」を除いては、身馴川灌漑区域に相当しており、身馴川統禦に関わる伝説が身馴川灌漑区域にあることと、その伝承が北向神社の由来とされていることから、身馴川灌漑と北向神社に対する信仰の一定の関係を認めることができる。なお、小茂田の北向神社には、条里形地割に沿うような大きな溜池があり、条里形地割施工後の条里水田の灌漑との緊密な関連を窺うことができる。

伝説の論理

ともあれ、先にみたように北向神社は、十二天山を中心とする上武山地を遥拝する、在地信仰であった可能性が頗る高く、蛇身として想観されている土地神をまつり、神仏習合の結節点に在地の伝統的な權威から離れた「坂上田村麿」を据えることによって、地主層をはじめとする階層の律令的イデオロギーと在地領主層のイデオロギーに対する抵抗を示すものとして機能するものとなっていることに注目しておきたい。このような過程で、律令的權威を帯びた在地的神祇である式内社みか麤麤神社から離れ、非在地的な神祇としてこの地域から臨むことのできる赤城山にかかる赤城神社との関係を強調していったのであろう。ちなみに、従来の神聖な共同用益地としてのこの地域の山地においても、すでに分割領有が進行していたと推定されるところから、身馴川灌漑区域等の低地域の居住耕作者にとっての山地は、もはや単に神聖な土地としては存在しがたい状況にあったものと考えてよい

であろう。

村落共同体の形成　そして旧稿で推定したように、猪俣党系在地領主や児玉党系在地領主の分布が認められないこの身馴川灌漑区域には、おそらく中世前半期に形成されつつあった「村落」と強く関わりながら、国衙領が式内社との関係を絶つ過程で、先の説話の形成に伴って「北向」五社が成立し「村落」の神祇として奉られたものと推定することができる。ここでみた地域の伝説は、農民層の在地領主層への抵抗の過程で形成されてきた論理を内包していることに目を凝らすならば、北向五社は「村落」の形成と身馴川灌漑にかかわる「村落」相互の結集の構造が伏在していると見做しえるであろう。つまり、この「村落」の形成は、農民層の在地領主層への抵抗の中で、新しい水利権・用益権・祭祀権を獲得する過程と深く関わっていると考えることができるものである。したがって先にみた説話は、中世初期の農民層の在地領主層に対する抵抗の過程で生み出されたものであると推定することができるであろう。まさに、身馴川の大蛇は、身馴川灌漑区域の集落が結合する前提としての水利権と祭祀権を体現する、「共同体」の転倒した表現であったのである。

九郷用水と身馴川　このことは先にみた金鑽神社の分布が旧児玉郡に偏在し、身馴川を越えて分布しないことからもうなずけるであろう。また、九郷用水灌漑区域には、金鑽神社と用水開鑿に関わる龍神にかかわる伝説（鈴木1998他）を有している点からも相互に対照的な区域と考えてよいであろう。このような口頭伝承の違いと水利灌漑系統の違いは、長い伝統の中で継承されてきたものであり、この二つの区域の伝統の累積の違いの大きさを示しているものであろう。「九郷用水」と金鑽神社の龍神の説話と、先にみた身馴川にまつわる大蛇の説話の対比によって水利・信仰・領主群の分布の差異による二つの区域が明瞭に浮かび上がってくると考えてよい。このように身馴川とのかかわりを巡って、伝統的な水利や祭祀を含む二つの大きな地域圏をここに認めることができる（註11）。翻って考えるならば、旧稿（鈴木1987）で見たように、児玉党系の在地領主層が分布する区域と、猪俣党系の在地領主層の分布する区域の空隙に存在する、北向神社の分布域である身馴川（現小山川）灌漑区域を主とする区域は、児玉党や猪俣党とは独立した独自の政治的・社会的な関係を前提とする中澤氏が関与した区域として存在していたと考えることができることから国衙領的な土地であったことが想起される。

ま と め

旧児玉郡の区域には金鑽神社が濃密に分布しており、かつ九郷用水の水系を中心に分布していることについては、かつて分析したところである。北向神社の分布の中心である身馴川灌漑区域は、この水系と信仰とともに、在地領主の存在形態も異なっていることが、猪俣党や児玉党の分布が認められないことから裏付けられよう。さらに、弘紀郷については、この二者とは別種の神仏習合説話を有しており、水利権と信仰に関わる地域圏が分離しつつある様子を窺うことができる。

このように水利灌漑と信仰形態の分離は、古代的な公水の意識を克服し、領域的な小地域圏を形成することによって一応の安定をみせるのであろう。児玉党が水利権を分割するにしたがい金鑽神社の分祀社を九郷用水系の各地区に勧請したことや、先にみた北向神社を各集落に設置するような形態によってこの過程が果たされていることは注意してよい。つまり、このような分祀社の勧請に認められるような小単位の祭祀形態は、中世的な領域

支配と村落の形成過程に深く関与していると考えてよいであろう。

児玉党と中澤氏

峰岸純夫氏は、党の結合について、「氏」の血縁原理によって他家養子となった秩父党の平姓の部分を含んでいるものであることを明らかにされた。また、紀伊国有田郡の湯浅党の例をあげられ、党が「血縁的紐帯を基本とし、一族に加えて婚姻関係を媒介に異姓をも包摂したまさに『氏』的結合である」ことを示された(峰岸1984)。このことについては以前(鈴木1988)に少し触れたところであるが、律令的な体制の崩壊期に郡司層を除いては児玉郡全体を包括するような政治的・経済的な組織を想定することは困難であり、むしろ郡司層もまた小さな経営単位に分解しつつ自己の経済的基盤を獲得するような方向性を看取することができる。つまり、児玉党の本宗家である庄氏もまた、非在地系の「貴種」の流れをくむとはいえ、おそらく在地の郡司層との結合を強めつつ、さらに分解しつつあった在地地主層との結合を強める必要があったと考えてよい。言い換えると、児玉党の本宗家である庄氏もまた、他の児玉党各氏と比較して圧倒的に傑出した大きな存在であったとは言えず、相対的には比較的等質な氏相互の結合が「党」であると考えられることができる(註12)。ともあれ、在地における領主的支配の形態には、幾つかの型が存在している可能性があり、児玉党や猪俣党のような党的な結合と、ここで見た中澤氏との相違点を、在地豪族層が発展的に領主に变化した形態と、児玉党などの非在地系の「貴種」の「留住」した領主層と「氏」的な結合の中に婚姻関係を媒介に包摂・再編した形態との違いであるという点に注目して検討すべきであろう。

水利系統と村落

ここに報告した秋山諏訪平遺跡は、弘紀郷の一端に相当する集落と推定され、古代から中世初期の社会的・経済的諸関係によって、小地域圏の形成が促進されていった過程を窺うことができる。したがって、弘紀郷や身馴川灌漑区域は、児玉党系の在地領主層や、猪俣党系の在地領主層の占拠する区域とは異なった水利系統に属するとともに、相対的に独立した独自の伝説と信仰を有していると思ふことができる。とりわけ、金鑽神社を奉斎する児玉党系の在地領主層にかかる「九郷用水」の水系とは対照的な区域であるといつてよいであろう。この区域は、律令的な式内社とは異なった十二天社と北向神社の伝説にかかわる観念をもっていることに注意すべきである。この時期の「共同体」は、水利権およびそれに関わる祭祀の共同性を軸に結合していたと考えることが可能であり、その内部に幾つかの近世的な村落規模の分節体を有していたものと考えられることができる。このように身馴川灌漑区域が、在地領主群から独立しえる前提には、地主層の階層的な結集によって在地領主群と対抗するための新しい観念形態を必要としていた。また、在地領主群と対抗しえる一定の軍事力をもつより上位の権力を背景とすることによって自ら「村落」を維持していったものと思われる。

本章の立場

本章は、地域史の空白を埋める試みとしては、あまりにも微力であることを自覚しつつも、地域の問題に接近するための今日的な課題であるところから、旧稿(鈴木1987)の欠を補う意味も籠めてここに報告するものである。しかし、地域史に接近する上では、何らかの形で史料的制約を補っていかねばならないことも事実であり、それが地域においては避けえない課題であれば、史料に乏しいことを嘆くばかりでは永遠に地域の歴史に接近してゆくことはできないであろう。本章は論証も充分ではなく、ひとつの問題提起に過ぎないが、地域の中にその歴史性が累積的にあるいは保存的に残存しているという歴史の累積性を方法的基礎に措こうとするささやかな試みである。(鈴木徳雄)

註

- (1) 児玉郡を中心とした古代から中世における灌漑史を軸とした地域の変遷については、すでに幾つかの報文等（鈴木1996・1997・1998）において概要を述べたところである。なお、本章は、旧稿「古代那珂郡における水利灌漑と在地信仰」（鈴木1987）の作成時に構想し、とりわけ神仏習合と水利権にかかわる部分として起草した草稿を基礎とするものであるところから、旧稿と論点の重複する部分がある。この草稿は、長らく櫃底に放置していたが、近年本遺跡をはじめ周辺の発掘調査の資料も増加し、また田島三郎、岡本一雄両氏の励ましを頂戴したこともあり、ここに本遺跡の成果や新しい資料等を加えて報告するものである。地域史研究のひとつの意義は、本来その歴史の累積性・継承性の確認にあるといっても過言ではないであろう。それぞれの地域から離れた一般性の分析では果たしえない部分を、地域の中に継承され累積されてきた、今まさに失われつつある伝統の中から掬い取り、それらのもつ問題点を提供することもまた文化財担当者のひとつの責務であると思われる。前稿との論域の重複を懼れず、論理と文体の整わない本章を報告する所以である。
- (2) 本章では、今日の呼称である「小山川」ではなく、歴史的な名称である「身馴川」を用いることとする。ちなみに、身馴川は「見馴川」として正安三年（1301年）に編纂された『宴曲抄』にも記載があり、その後も多くの史料等に記載のある古くからの呼称である。なお、「小山川」は、旧来は深谷断層下を流れる「元小山川」を指したものであり、「元小山川」と「身馴川」の合流する下流域とあわせて「小山川」と称していたものであった。
- (3) 溜井灌漑をはじめとする古代におけるこの地域の湧水灌漑等の方式については、（鈴木2003）で触れたところがある。
- (4) 美里町上野遺跡（中沢他2000）は、天神川の支流である猪俣川を臨む低位丘陵上に位置する遺跡であるが、8世紀初頭から9世紀初頭頃と推定される柵列で囲繞された掘立柱建物群が検出されており注目しておくべきである。なお、この柵列の内側には、総柱の建物等も位置し、また柵列外においても建物群が検出され、あるいは畿内系暗紋土器、鉄鉢形土器、緑釉陶器等が出土するなど、その規模等から郡衙と考えることはできないとはいえ、律令期における在地首長層等につながる者の居住をうかがわせる遺跡であろう。なお、美里町内における考古学的な調査等については、長滝歳康、中沢良一両氏に懇切なご教示を頂いた。ここに記して感謝いたします。
- (5) このような伝承を有する摩訶の池の名称の読みが、ミカとマカで類似していることは偶然ではないであろう。これは、先にみた神仏習合の過程で、貳薙神社で祀っていた「貳薙の池」を真言宗系の観念で再編したものであると推定される。ともあれ、少なくとも「貳薙」でミカと読むのには、無理があり「ミカタマ」と訓じるのが本来であろう。史料にも「みかたま」とされるものがあるところからも本来はミカタマであったと考えてよい。あるいは、「貳薙」の「薙」の字は菱と玉の合成された文字であるという考え方もできるところから、この場合「ミカヒシタマ」という読みも想起される。ともあれ、「薙」は、本邦で造られた文字（国字）と考えてよいであろう。
- (6) この伝説については、多くの異伝をもっているが地名起源にかかわる部分の変異が大きい。なお、この伝説をはじめ地域の伝承等については田島三郎先生の懇切なご教示を賜った。また、北向神社については岡本一雄氏のご教示を頂戴した。ここに記して感謝いたします。
- (7) この「七薬師」のうちの三つの薬師については、身馴川左岸の河内、元田、下生野の地にあったとされている（田島1984）。
- (8) 埼玉県内では、東松山市周辺に伝わる岩殿山の坂上田村麿の大蛇退治の伝説はとくに有名である（葦塚1955ほか）。ちなみに、この伝説は、村人が困っているところ見えないう大蛇を可視化して退治するという身馴川の伝説と同型の構造を持っているが、河川やその統禦とのかかわりは見られないようである。
- (9) 九郷用水の開鑿にかかわる伝説においても龍身の神が出現している（鈴木1998他）。この伝説では、龍神の化身としての小童が出現するが、身馴川の伝説においても、やはり大蛇の化身としての小童が現れる異伝も認められることに注目しておきたい。
- (10) また、この地域における蛇身や龍身の神の「雨乞い」にかかわる利水・治水との関係が認められることについては、かつて（鈴木1998）触れたことがあり、本章ともかかわりが強いところから合わせて参照されることを望みたい。
- (11) 以上のように、身馴川灌漑区域は、あらゆる面で旧児玉郡に属しているということに対して否定的であるといえよう。つまり、美里町小茂田の集落の北側に存在する古い河川跡を境にすると予想されるとはいえ、概ね身馴川を「児玉／那珂」の郡の境界とすることが最も妥当な郡界の推定ラインであるといえよう。
- (12) このことについては、児玉党系の在地領主である阿佐美氏との関わりで少し触れたところがある（鈴木1987）。

引用・参考文献

- 秋宗 康子 (1961) 「保証刀禰について」『史林』第44巻第4号
- 伊東 一美 (1982) 「武蔵七党と東国社会」『埼玉県史研究』第10号
- 小沢 国平 (1960) 『コブ谷戸祭祀遺跡』美里村教育委員会
- 恋河内昭彦 (1987) 『秋山東遺跡』児玉町調査会報告第2集
- 恋河内昭彦 (1996) 『辻堂遺跡Ⅰ』児玉町文化財調査報告書第19集
- 恋河内昭彦 (2004) 『女池遺跡Ⅱ－A地点の調査－』児玉町遺跡調査会報告書第16集
- 小林 初枝 (1979) 『被差別部落の世間ばなし』筑摩書店
- 坂本 和俊 他 (1990) 『秋山古墳群』児玉町史資料調査報告古代第2集
- 菅谷 浩之 他 (1980) 『長沖古墳群』児玉町文化財調査報告書第1集
- 鈴木 徳雄 (1983) 「古代北武蔵における土師器製作手法の画期」『土曜考古』第7号
- 鈴木 徳雄 (1984) 「古代児玉郡における土地利用と村落の変貌」『阿知越遺跡Ⅱ』児玉町文化財調査報告書第4集
- 鈴木 徳雄 (1983) 「いわゆる北武蔵系土師器坏の動態」『土曜考古』第9号
- 鈴木 徳雄 (1987) 「古代那珂郡における水利灌漑と在地信仰」『秋山東遺跡』児玉町遺跡調査会報告書第2集
- 鈴木 徳雄 (1988) 「阿佐美氏館とその周辺」『中畑遺跡』児玉町遺跡調査会報告第3集
- 鈴木 徳雄 (1988) 「土師器小形短頸壺の系譜」『塚本山古墳群－第二次調査－』児玉町遺跡調査会報告第4集
- 鈴木 徳雄 (1993) 「鬼高式における大形鉢の意義」『土曜考古』第17号
- 鈴木 徳雄 (1996) 「古代北武蔵の開発と集落」『月刊文化財』11月号No.398
- 鈴木 徳雄 (1997) 「古代北武蔵の土地利用と集落」『日本歴史』9月号第592号
- 鈴木 徳雄 (1998) 「児玉条里の形成と継続」『児玉条里遺跡－児玉北部地区－』児玉町文化財調査報告書第28集
- 鈴木 徳雄 (2005) 「児玉丘陵における地域社会の形成」『高柳原遺跡－B・C地点の調査－』児玉町文化財調査報告書第39集
- 瀧瀬 芳之 他 (1997) 『今井川越田遺跡Ⅲ』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第191集
- 田島 三郎 (1974) 『岩谷洞のはなし』児玉町教育委員会
- 田島 三郎 (1984) 『児玉の民話と伝説』上巻 児玉町民話研究会
- 鳥羽 政之 (1995) 『中宿遺跡－推定・榛沢郡正倉跡の調査－』岡部町埋蔵文化財調査報告書第1集
- 鳥羽 政之 (1997) 『中宿遺跡Ⅱ－推定・榛沢郡正倉跡の調査－』岡部町遺跡調査会発掘調査報告書第5集
- 中沢 良一 (1996) 『木部原遺跡』美里町遺跡調査会報告書第4集
- 中沢 良一 他 (2000) 『上野遺跡 (A・B地点)』美里町遺跡発掘調査報告書第11集
- 中村 倉司 (1979) 「児玉地方における鬼高式土器の編年について」『宇佐久保遺跡』埼玉県遺跡調査会報告第38集
- 中村 倉司 他 (1980) 『蕨薙神社前遺跡』埼玉県遺跡調査会報告第39集
- 永井 智則 他 (2005) 『脊戸谷遺跡－宮内古墳群の調査－』児玉町遺跡調査会報告書第19集
- 長滝 歳康 (1992) 『後山王遺跡』美里町遺跡調査会
- 長滝 歳康 他 (2004) 『広木大町古墳群第14号墳・川原遺跡』美里町遺跡調査会報告書第5集
- 長滝 歳康 他 (2006) 『北貝戸遺跡・南十条遺跡』美里町遺跡発掘調査報告書第17集
- 葦塚一三郎 (1955) 『埼玉の伝説』関東図書株式会社
- 増田 一裕 (1987) 『東富田遺跡群発掘調査報告書』本庄市埋蔵文化財調査報告書第10集
- 丸山 陽一 (1990) 『国指定史跡水殿瓦窯跡試掘調査報告』美里町遺跡発掘調査報告書第6集
- 峰岸 純夫 (1984) 「中世社会の『家』と女性」『講座日本歴史』中世1 東京大学出版会
- 柳 進 編 (1967) 『児玉地方の伝承と民俗』埼玉県立児玉高等学校
- 柳 進 編 (1976) 『県北の伝承と民俗』私家版 (柳1967の増補改訂版)
- 山本 靖 (1996) 『広木上宿遺跡－古代・中世編－』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第170集
- 湯山 学 (1985) 「武蔵国那珂郡中沢郷と中沢氏」『武蔵野』63-1
- 本庄市史編集室 (1986) 『本庄市史』通史編Ⅰ
- 児玉町史編さん委員会 (1992) 『児玉町史』中世資料編



図版 1



1. 諏訪平遺跡C地点調査区全景（南東より）



2. 諏訪平遺跡C地点調査区南側

図版 2



1. 第1号住居址
(北より)



2. 第2号住居址
(北より)



3. 第3号住居址
(東より)

図版 3



1. 第3号住居址カマド
(北より)



2. 第4号住居址
(北より)

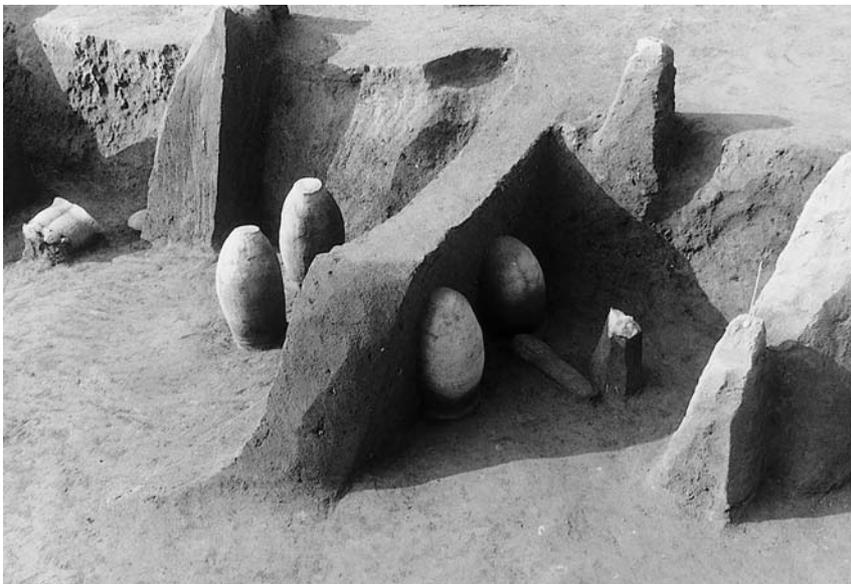


3. 第4号住居址甑出土状態
(南東より)

図版 4



1. 第5号住居址
(東より)

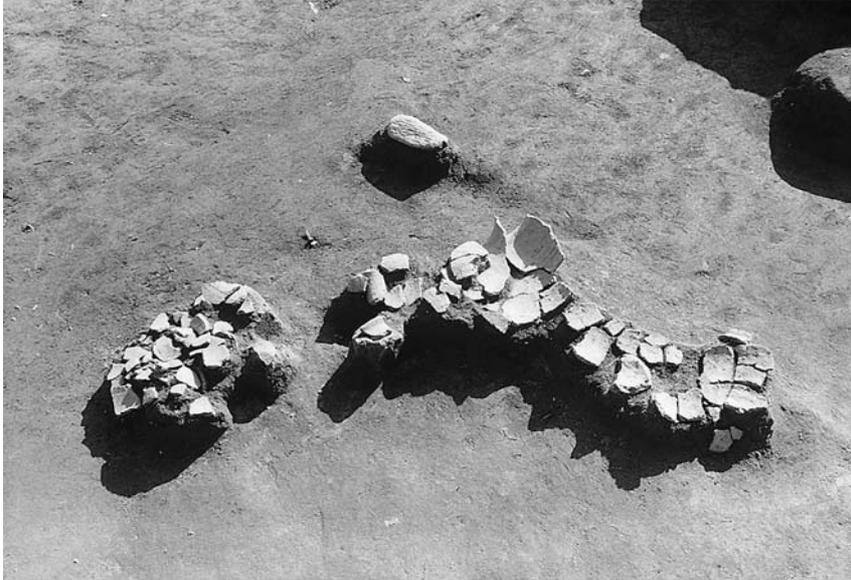


2. 第5号住居址カマド
(北東より)



3. 第5号住居址
遺物出土状態
(北より)

図版 5



1. 第5号住居址
遺物出土状態
(北より)



2. 第5号住居址
遺物出土状態
(南より)



3. 第6号住居址
(東より)

図版 6



1. 第6号住居址貯蔵穴
(西より)

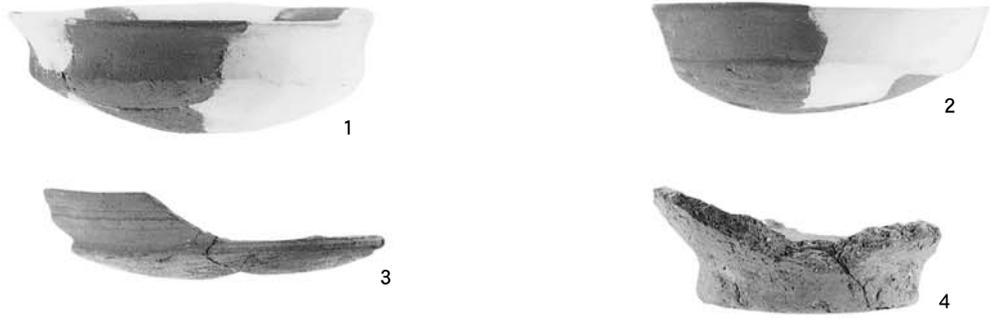


2. 第7号住居址炉
(2号炉・北より)



3. 第14号土壇
(SK14・南より)

图版 7



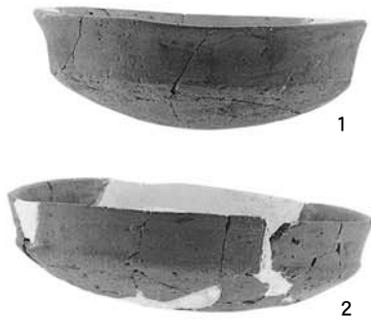
第 1 号住居址



第 2 号住居址



第 3 号住居址



第 4 号住居址(1)



图版 8

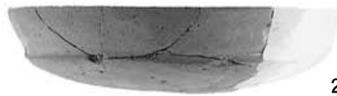


4

第 4 号住居址(2)



1



2



3



4



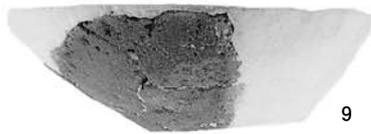
5



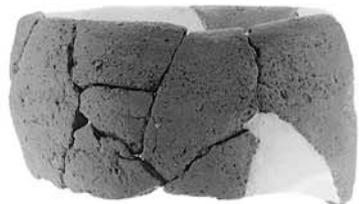
6



7



9



8



10

第 5 号住居址(1)

図版 9



諏訪平遺跡第5号住居址出土遺物(2)

图版10

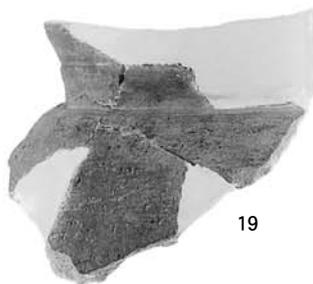


諏訪平遺跡第5号住居址出土遺物(3)

图版11



18



19



20



21



22



23



24



25

26

第5号住居址(4)



1



2



3



4



5

第6号住居址



第7号住居址

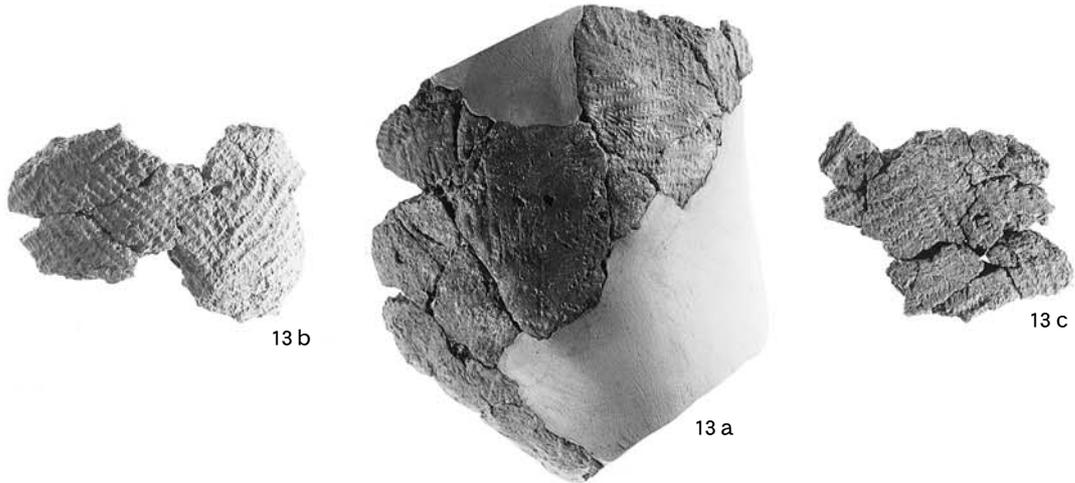


第8号住居址

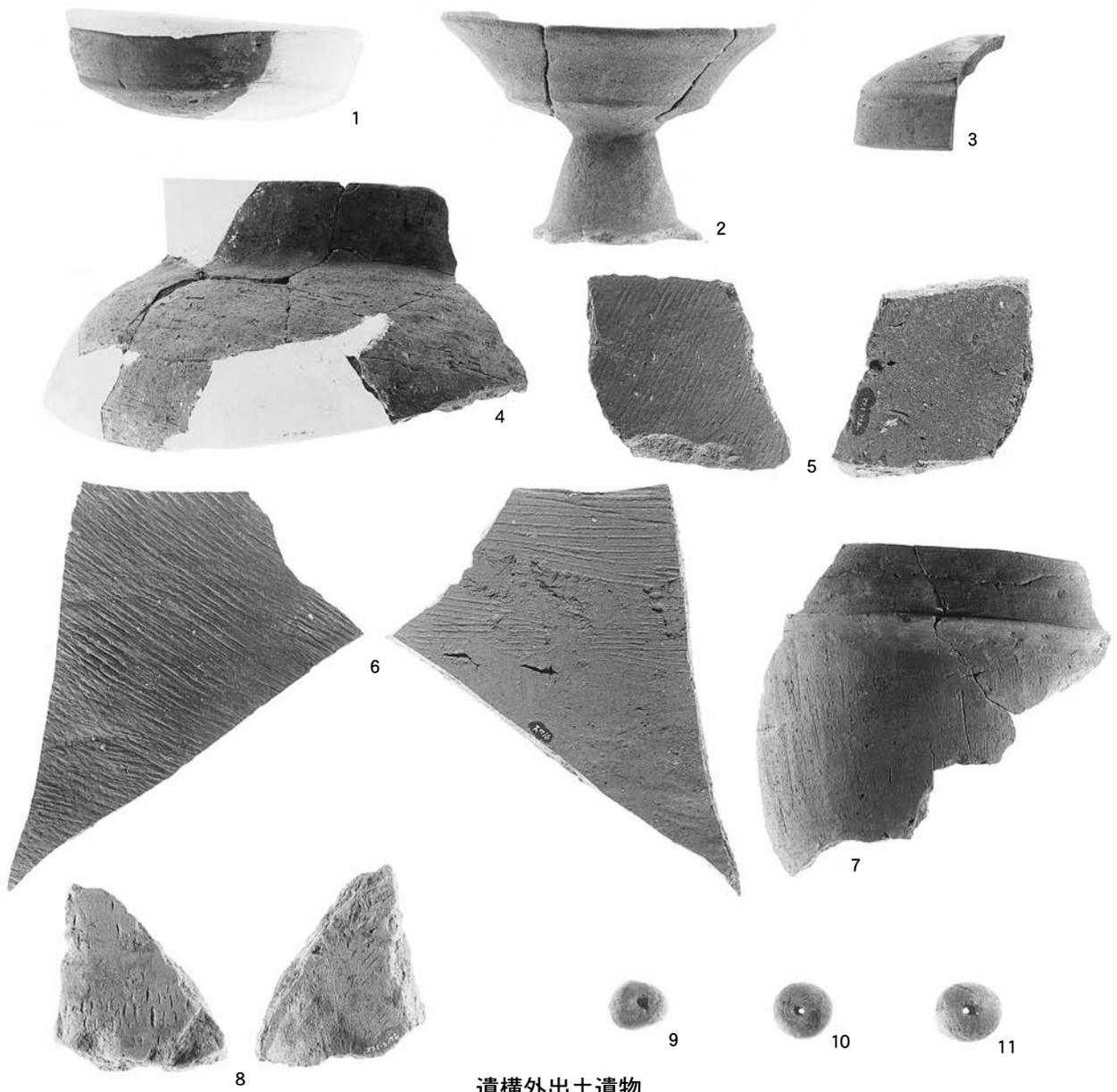


第9号住居址

図版12



第14号土壙 (SK14)



遺構外出土遺物

諏訪平遺跡第14号土壙ほか出土遺物

報告書抄録

フリガナ	アキヤマスワダイライセキ								
書名	秋山諏訪平遺跡								
副書名	C地点の調査								
シリーズ	本庄市遺跡調査会報告書					巻次	第17集		
編著者	鈴木徳雄・尾内俊彦								
編集機関	本庄市遺跡調査会								
所在地	〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号 TEL 0495-25-1185								
発行日	西暦2007年(平成19年)3月30日								
フリガナ 所収遺跡	フリガナ 所在地		コード		北緯 (°'")	東経 (°'")	調査期間	調査 面積	調査 原因
	市町村	遺跡							
アキヤマ スワダイ 秋山諏訪平遺跡	ホンジョウシ コダマチョウアキヤマ 本庄市児玉町秋山 アサ スワダイ 字諏訪平292-2外		112119	54- 044	36°10'29"	139°09'07"	19911028 ~1991228	1000㎡	一般廃 棄物保 管場
所収遺跡	種別	主な時代	主な遺構		主な遺物		特記事項		
秋山諏訪平遺跡	集落	古墳 平安	竪穴住居跡		土師器・須恵器他		那珂郡地域における古代集落の一端が明らかになった。		

本庄市遺跡調査会報告書第17集

秋山 諏訪平 遺跡

－ C地点の調査－

平成19年3月30日 印刷

平成19年3月30日 発行

発行／本庄市遺跡調査会

埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号

(本庄市教育委員会文化財保護課内)

印刷／たつみ印刷株式会社

